

北九州市の図書館
(年報)

平成30年
(2018)

北九州市立中央図書館
Kitakyushu Central Public Library

館外貸出し利用のご案内

登録条件	北九州市、下関市、直方市、中間市、芦屋町、 水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、 宮若市、行橋市、豊前市、みやこ町、築上町、 吉富町、上毛町に居住、又は北九州市内に 通勤・通学する者
貸出冊数	1人10冊以内
貸出期間	2週間以内

目 次

I 図書館の概要	2
1 沿 革	2
2 機 構	5
3 職 員 配 置	6
4 施 設 の 概 要	7
5 各 施 設 案 内	8
6 その他の関連施設	13
7 図書館費の推移	15
8 図書館協議会	17
II 事業報告	18
II-A 図 書 館	
1 利 用 状 況	
(1)利用実績（平成29年度）	18
(2)年度別の比較	21
(3)主要指標年度別分析（平成25年度～平成29年度）	24
(4)図書館別来館者数（平成29年度）	25
2 資 料 の 収 集	
(1)分類別蔵書冊数（平成30年3月31日現在）	25
(2)ア 分類別受入・除籍冊数（平成29年度）	26
イ 新聞・雑誌受入数（平成29年度）	27
(3)年度別受入・除籍蔵書冊数（平成25年度～平成29年度）	27
3 行 事	28
4 広域利用事業	
(1)福岡県北東部地方拠点都市地域16市町利用統計（平成29年度）	30
(2)下関市・北九州市利用統計	32
5 はじめての絵本事業（ブックスタート事業）	
(1)はじめての絵本事業	33
(2)ブックスタート事業	33
II-B 視聴覚センター	
1 利 用 状 況（平成29年度）	34
2 資 料 の 収 集	34
3 行 事（平成29年度）	34
4 そ の 他	34
III 条例及び関係規則等	35
○北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）	35
○北九州市子ども読書活動推進条例	37
○北九州市立図書館規則	41
○北九州市立図書館管理要項	44
○北九州市立視聴覚センター管理規則	46
○北九州市立視聴覚センター管理要項	47
○図書館法	49

I 図書館の概要

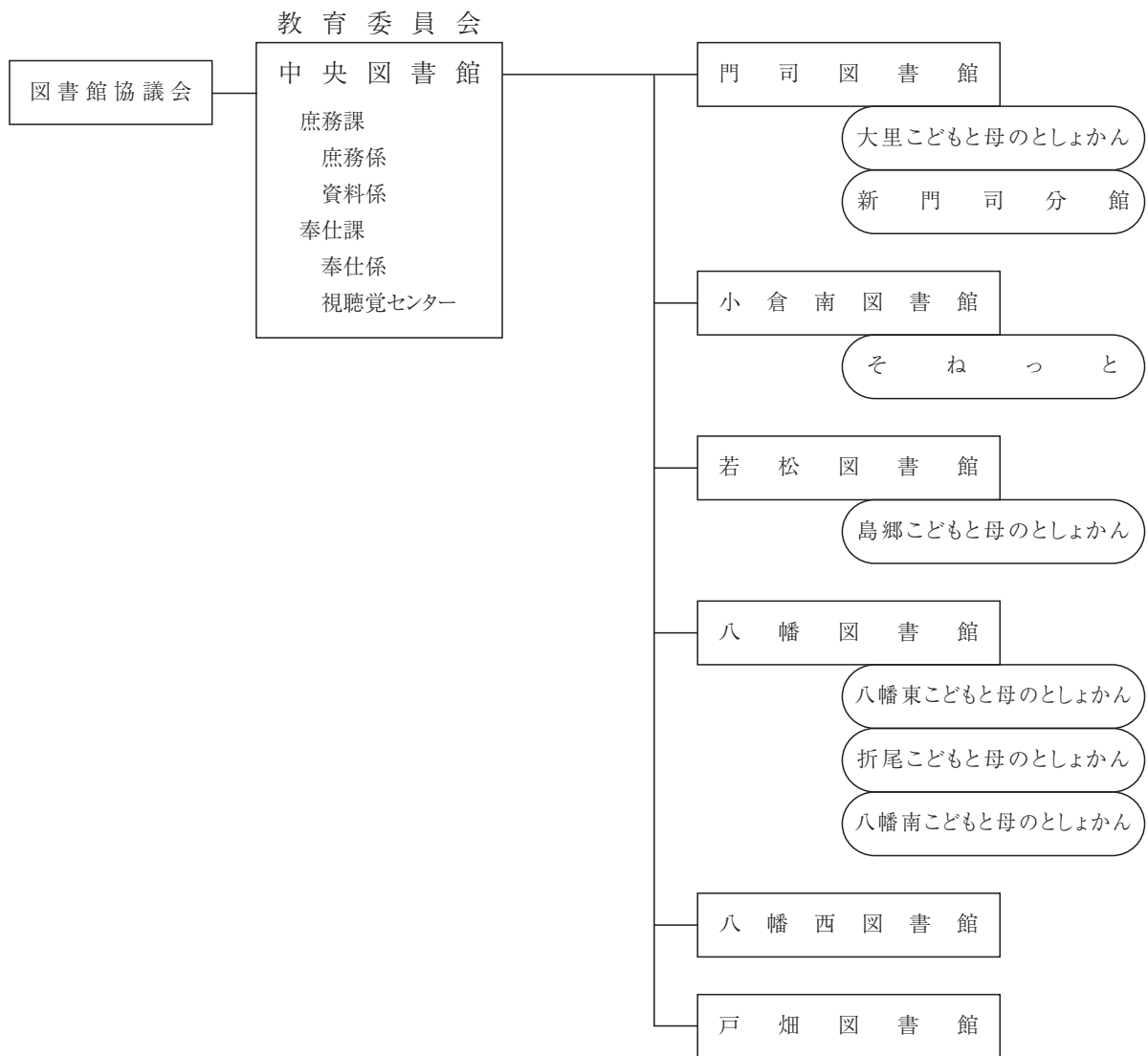
1 沿革

年号年月	事項	備考
明治 21. 11	小倉高等小学校内に書籍蒐集所開設	明治 30 年解散
36. 11	若松地方簡易図書館開館	図書館令公布（明治 32.11） 現若松図書館の前身
43. 4	小倉の教員の研究会事業として修養会図書館開館	旧小倉図書館の前身
43. 6	門司教育支会付属図書閲覧所開館 同年 10 月巡回文庫発足	現門司図書館の前身
大正		八幡製鉄所図書館開館（大正 2.8） 福岡県立図書館開館（大正 4.12）
8. 1	門司教育支会図書館と改称	
9. 9	八幡高等、尾倉および枝光尋常の 3 校に簡易図書館を開館	現八幡図書館の前身
10. 10	若松市立図書館、若松尋常小学校内に開館	
11. 10	小倉市立図書館、元陸軍偕行社跡に開館	
14. 7	戸畑市教育会、戸畑小学校内に通俗図書閲覧所を開設	現戸畑図書館の前身
昭和 4. 3	若松市立図書館、浜町一丁目に新築開館	
4. 5	門司教育支会図書館を廃止、門司市立図書館開館	
4. 8	八幡市立図書館、西丸山町二丁目に新築開館	
11. 8	小倉市立図書館、旧城内元旅団司令部「市記念館」に移転	図書館令改正（昭和 8.7）
12. 1	戸畑市立図書館、市役所敷地内に新築開館	
20. 6	門司市立図書館、戦災で焼失、その後各所を移転	
27. 8	八幡市立図書館、自動車文庫発足	図書館法公布（昭和 25.4）
30. 12	八幡市立図書館、八幡東区尾倉二丁目に新築開館	
33. 4	戸畑市立図書館、戸畑区浅生二丁目に新築開館 若松市立図書館、自動車文庫発足	
36. 3	小倉市立図書館、自動車文庫発足	
36. 5	小倉市立図書館、元陸軍造兵廠本部事務所を買収し、移転開館（10 日）	中央図書館現在地
38. 2	北九州市発足に伴い、旧 5 館は北九州市立図書館として発足	五市合併（昭和 38.2）
38. 11	若松図書館、若松区浜町二丁目に新築開館	
39. 1	門司図書館、門司区老松町に新築開館	
44. 1	門司図書館、自動車文庫発足	
48. 5	大里こどもと母のとしょかん（大里分館）開館	八幡製鉄所図書館廃止（昭和 45.12）
49. 4	中央図書館開設準備室発足 小倉図書館医学分館開館	
50. 1	勝山こどもと母のとしょかん（勝山分館）開館	
50. 4	中央図書館、小倉北区内に新築開館、小倉図書館廃館	
50. 11	視聴覚センター開館	
51. 2	中央図書館、自動車文庫第 2 号発足	
51. 4	企救こどもと母のとしょかん（企救分館）開館	小倉南市民センター内
51. 5	大池こどもと母のとしょかん（大池分館）開館	八幡西市民センター内
51. 10	中央図書館、第 17 回建築業協会優良建築賞を受賞	
52. 3	八幡図書館、自動車文庫第 2 号発足	
54. 5	島郷こどもと母のとしょかん（島郷分館）開館	若松区島郷合同庁舎内
55. 4	中央図書館点字図書室、小倉北区大門の障害者福祉会館内に移転、 点字図書館として開館	
55. 5	戸畑こどもと母のとしょかん（戸畑分館）開館 八幡東こどもと母のとしょかん（八幡東分館）開館	八幡東区社会福祉センター内
58. 12	折尾こどもと母のとしょかん（折尾分館）開館	八幡西市民センター折尾分館内
61. 3	戸畑駅ビルこどもと母のとしょかん開館	戸畑駅ビル内

年号年月	事 項	備 考
63. 5	八幡南こどもと母のとしょかん（八幡南分館）開館	八幡西区八幡南出張所内
平成 元. 4	中央図書館および勝山分館電算化	
2. 4	中央図書館、閉館時刻変更（土・日曜は除く）	18時から19時へ
5. 5	市制30周年記念事業「図書館フェスティバル」開催	8日～9日の2日間中央図書館で開催
5. 10	ひまわり文庫開設	
6. 3	自動車文庫用車両1台（八幡）廃車	
7. 3	国際友好記念図書館開館、あわせてオンライン化実施	門司港レトロ事業で建設された歴史的建造物を図書館として活用
	自動車文庫用車両2台（門司、若松）廃車	
7. 4	門司、若松、八幡、戸畑の各図書館とのオンライン化	
7. 10	開設20周年記念事業「図書館フェスタ」開催	
7. 12	自動車文庫（中央館）廃止	
8. 1	自動車文庫（八幡）廃止	
8. 4	分館（医学分館を除く）のオンライン化	
9. 4	視聴覚センターを中央図書館に編入	組織改正
10. 4	北九州情報ネットワークへの図書館のホームページ開設 北九州情報ひろば経由・インターネットで図書情報を公開	政令指定都市としては横浜市について2番目
10. 8	「そねっと（曾根分館）」新規開館	新築移転の曾根出張所内
10. 10	市制35周年記念事業「図書館フェスティバル'98」開催	
10. 12	「戸畑駅ビルこどもと母のとしょかん」廃館	JR戸畑駅の移転による
11. 3	戸畑図書館に「児童室」を開設	旧「戸畑駅ビルこどもと母のとしょかん」を吸収
11. 3	福岡県生涯学習ネットワークのホームページに図書情報の提供開始	
11. 7	医学分館廃館	
12. 4	若松図書館移転開館	若松A地区市街地再開発事業
14. 4	福岡県北東部地方拠点都市地域間で図書館等の広域利用を開始	
14. 5	赤ちゃんと絵本タイム（2歳児までの絵本リスト）配布事業実施	
14. 8	北九州市立大学との連携開始 中央、門司、若松、八幡、戸畑の各図書館で利用者用パソコン（インターネット用）設置	
14. 9	九州国際大学との連携開始	
14. 10	中央図書館で心身の障害のため図書館に来館することが困難な人に対し図書資料の郵送貸出開始	
14. 11	本市図書館協議会答申 「生涯学習拠点としての図書館のあり方について」	
14. 12	中央、門司、若松、八幡、戸畑の各図書館で図書館ボランティア受入開始	
15. 4	祝日開館開始 図書館全館にセルフコピー機設置 下関市と図書館等の広域利用を開始 国際友好記念図書館及び分館でも図書館ボランティア受入開始	
15. 10	ブックスタート事業開始	政令指定都市としては大阪市について2番目
16. 3	視聴覚センターホームページ開設	
16. 9	改修工事のため、中央図書館、勝山分館、視聴覚センター休館 (9/1～12/6)	
17. 4	国際友好記念図書館、門司図書館、戸畑図書館、大里分館、戸畑分館に指定管理者制度導入	政令指定都市としては1番目

年号年月	事 項	備 考
17. 11	改修工事のため、中央図書館、勝山分館、視聴覚センター休館 (11/10～12/19)	
18. 3	図書館情報システム更新のため、中央、国際友好記念、門司、若松、八幡、戸畑図書館ならびに勝山、企救、曾根、大里、島郷、八幡東、大池、折尾、八幡南、戸畑分館休館(3/25～31)	
18. 4	若松図書館、八幡図書館、島郷分館、八幡東分館、大池分館、折尾分館、八幡南分館に指定管理者制度導入 市立図書館全館オンライン化、OPAC導入、ホームページ更新	
19. 4	中央図書館、勝山分館、視聴覚センターの窓口業務の委託化に伴い、閉館時刻を変更 企救、曾根分館の窓口および庁舎管理業務の委託化に伴い、閉館時刻を変更 門司図書館新門司分館開館	勝山分館、企救分館、曾根分館について18時から19時へ 新門司地区複合公共施設内
19. 11	若松区島郷合同庁舎建て替えのため、島郷分館を若松区大字島田に移転	
21. 3	本市図書館協議会が「これからの図書館のあり方について」を答申	
21. 7	若松区島郷合同庁舎完成 島郷分館を若松区鴨生田に移転・開館	
22. 8	返却フリー制度開始	
23. 7	大里分館を門司区高田二丁目に移転・開館	
23. 8	子ども司書養成講座開始	
24. 4	図書館情報システムの更新を行い、インターネット予約を開始	
24. 7	八幡西図書館を黒崎副都心「文化・交流拠点地区」内に開館、同館で視聴覚資料の貸出開始	
25. 6	大池分館廃館	
26. 3	戸畑図書館を戸畑区新池一丁目に移転・開館、同館で視聴覚資料の貸出開始	
26. 11	耐震改修工事のため、中央図書館、勝山分館、視聴覚センター休館 (11/11～11/23)	
28. 4	八幡図書館を移転・開館、同館で視聴覚資料の貸出開始	
28. 10	ブックスタート事業を見直し、はじめての絵本事業開始	
29. 8	勝山分館廃館	
29. 10	視聴覚センターを八幡西区相生町に移転・開館	
30. 2	企救分館廃館	
30. 3	小倉南図書館開館、同館で視聴覚資料の貸出開始 国際友好記念図書館廃館 戸畑分館廃館	

2 機 構 (平成 30 年 5 月 1 日現在)



3 職員配置 (平成30年5月1日現在)

(1) 全職員数

館名		職員数	司書数	運営形態
中央図書館		55	33	窓口業務委託
門司館	門司図書館	13	11	指定管理
	大里こどもと母のとしょかん	4	4	指定管理
	新門司分館	4	4	指定管理
	計	21	19	
	小倉南図書館	14	12	指定管理
小倉南館	そねっと	4	4	指定管理
	計	18	16	
若松館	若松図書館	12	10	指定管理
	島郷こどもと母のとしょかん	4	3	指定管理
	計	16	13	

館名		職員数	司書数	運営形態
八幡館	八幡図書館	12	9	指定管理
	八幡東こどもと母のとしょかん	4	3	指定管理
	折尾こどもと母のとしょかん	4	4	指定管理
	八幡南こどもと母のとしょかん	5	4	指定管理
	計	25	20	
八幡西図書館		20	17	指定管理
戸畑図書館		16	14	指定管理
合計		171	132	

館名	職員数	司書数	運営形態
視聴覚センター	4	1	窓口業務委託

(2) (1) のうち、市職員数

	所 属	正規	嘱託	合計
		職員数	職員数	職員数
中央図書館・視聴覚センター	庶務課	6	1	7
		0	0	0
		3	9	12
	資料係	1	8	9
	計	9	10	19
	1	8	9	
奉仕課	奉仕係	8	8	16
	4	5	9	
	視聴覚センター	0	2	2
0	1	1		
計	8	10	18	
4	6	10		
合計	17	20	37	
5	14	19		

4 施設の概要

(1) 図書館

平成30年4月1日現在

館名	所在地 (電話)	建物構造階層	敷地面積 (m ²)	建物延面積 (m ²)	閲覧席数 (席)	蔵書数 (冊)	創設年月 (建設年月)
中央図書館	〒803-0813 小倉北区城内4-1 tel 571-1481 fax 571-1484	鉄筋コンクリート及び PCコンクリート造 地上2階・地下2階建	5,621	4,502	350	489,418	昭和50年4月 ()
門司図書館	〒801-0864 門司区老松町3-3 tel 321-6515 fax 321-6516	鉄筋コンクリート造 3階建	368	979	60	170,728	明治43年6月 (昭和39年1月)
大里こどもと 母のとしょかん	〒800-0031 門司区高田二丁目2-18 (大里柳市民センター 2階) tel 371-4646 fax 371-4646	〃 2階建 (2階部分)	-	585	48	52,548	昭和48年5月 (平成23年7月)
新門司分館	〒800-0118 門司区吉志新町二丁目1-1 (新門司地区複合公共施設内) tel 481-1153 fax 481-1153	〃 2階建 (1階部分)	-	508	177	41,457	平成19年3月 ()
小倉南図書館	〒802-0816 小倉南区若園四丁目1-60 tel 952-4511 fax 952-4512	鉄骨コンクリート造 3階建	2,979	2,464	357	182,023	平成30年3月 ()
そねっと	〒800-0217 小倉南区下曾根四丁目22-1 (曾根出張所 2階) tel 475-0120 fax 475-0120	鉄筋コンクリート造 2階建 (2階部分)	-	519	207	46,309	平成10年8月 ()
若松図書館	〒808-0034 若松区本町三丁目11-1 (バイサイドプラザ若松 3階) tel 761-2942 fax 761-2943	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上14階・地下1階建 (3階部分)	-	2,015	343	193,093	明治36年11月 (平成12年4月)
高郷こどもと 母のとしょかん	〒808-0105 若松区鴨生田二丁目1-1 (高郷合同庁舎 2階) tel 701-3991 fax 701-3991	鉄筋コンクリート造 2階建 (2階部分)	-	490	49	43,087	昭和54年5月 (平成21年7月)
八幡図書館	〒805-0059 八幡東区尾倉二丁目6-1 tel 671-1123 fax 671-1128	〃 3階建 (1階と2階の一部)	2,233	1,514	172	184,068	大正9年9月 (平成28年4月)
八幡東こどもと 母のとしょかん	〒805-0052 八幡東区西丸山町2-1 (八幡東区社会福祉センター内) tel 662-3338 fax 662-3338	〃 3階建 (2階部分)	-	330	23	33,797	昭和55年5月 ()
折尾こどもと 母のとしょかん	〒807-0834 八幡西区北鷹見町13-10 (オリオンプラザ 4階) tel 601-1999 fax 601-1999	〃 4階建 (4階部分)	-	400	61	38,799	昭和58年12月 ()
八幡南こどもと 母のとしょかん	〒807-1134 八幡西区茶屋の原一丁目6-1 (八幡南出張所 2階) tel 618-8441 fax 618-8441	〃 2階建 (2階部分)	-	298	40	31,235	昭和63年5月 ()
八幡西図書館	〒806-0034 八幡西区岸の浦二丁目2-1 tel 642-1186 fax 642-1187	鉄骨造 3階建	-	3,762	369	193,861	平成24年7月 ()
戸畑図書館	〒804-0082 戸畑区新池一丁目1-1 tel 871-3464 fax 871-3466	鉄筋コンクリート造 地上2階・地下1階	5,969	2,889	225	164,754	大正14年7月 (平成26年3月)
合 計			-	21,255	2,481	-	-

*蔵書数は、平成30年3月31日現在で、国際友好記念図書館は21,831冊、戸畑分館は35,148冊

*八幡西図書館のCD・DVD資料件数は、平成30年3月31日現在4,689タイトル。

*戸畑図書館のCD・DVD資料件数は、平成30年3月31日現在3,311タイトル。

*八幡図書館のCD・DVD資料件数は、平成30年3月31日現在3,132タイトル。

*小倉南図書館のCD・DVD資料件数は、平成30年3月31日現在3,000タイトル。

(2) 視聴覚センター

館名	所在地 (電話)	建物構造階層	建物延面積 (m ²)	創設年月 (建設年月)
視聴覚センター	〒806-0044 八幡西区相生町20-1(教育センター1階) tel 644-3131 fax 644-3132	鉄筋コンクリート造 地上3階・地下1階建	132	昭和50年11月

5 各施設案内 (平成30年5月1日現在)

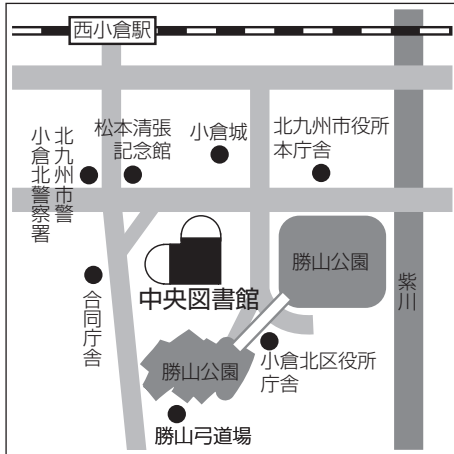
—北九州市立図書館の配置図—



■中央図書館

〒 803-0813 小倉北区内 4-1
 TEL 093-571-1481
 FAX 093-571-1484

交通機関 JR 西小倉駅下車
 西鉄バス 北九州市役所前下車
 勝山公園下車
 小倉北区役所前下車



■門司図書館

〒 801-0864 門司区老松町 3-3
 TEL 093-321-6515
 FAX 093-321-6516

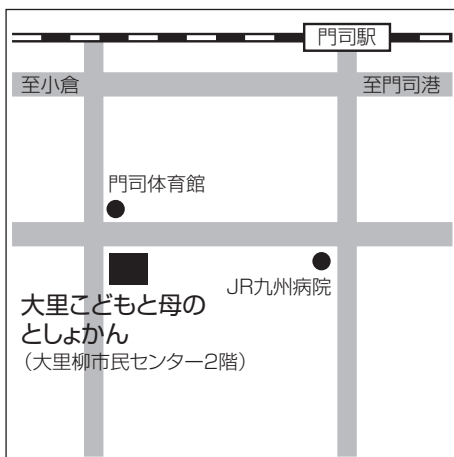
交通機関 JR 門司港駅下車
 西鉄バス 東門司一丁目下車



■大里こどもと母のとしょかん

〒 800-0031 門司区高田二丁目 2-18
 大里柳市民センター 2 階
 TEL 093-371-4646
 FAX 093-371-4646

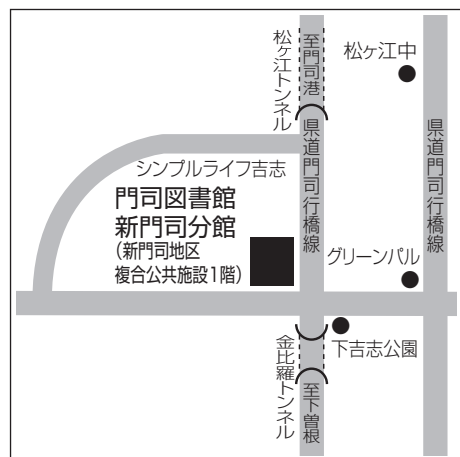
交通機関 JR 門司駅下車
 西鉄バス 門司体育館前下車



■門司図書館新門司分館

〒 800-0118 門司区吉志新町二丁目 1-1
 新門司地区複合公共施設 1 階
 TEL 093-481-1153
 FAX 093-481-1153

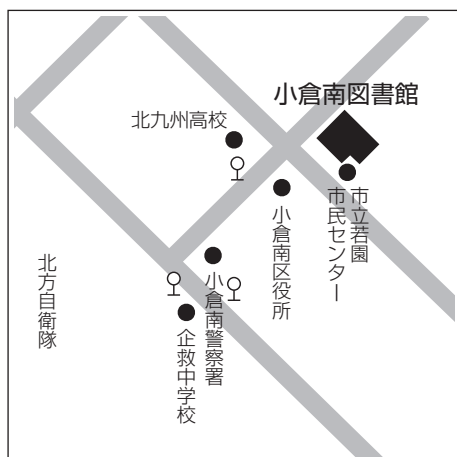
交通機関 西鉄バス 東部農協前下車



■小倉南図書館

〒 802-0816 小倉南区若園四丁目 1-60
TEL 093-952-4511
FAX 093-952-4512

交通機関 西鉄バス 小倉南区役所前下車
企救中学校前下車



■そねっと

〒 800-0217 小倉南区下曾根四丁目 22-1
曾根出張所 2階
TEL 093-475-0120
FAX 093-475-0120

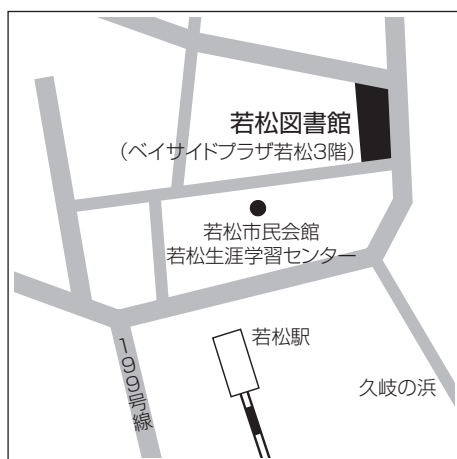
交通機関 JR 下曾根駅下車
西鉄バス 下曾根下車



■若松図書館

〒 808-0034 若松区本町三丁目 11-1
ベイサイドプラザ若松 3階
TEL 093-761-2942
FAX 093-761-2943

交通機関 JR 若松駅下車
市営バス 本町三丁目下車



■島郷子ども母のとしょかん

〒 808-0105 若松区鴨生田二丁目 1-1
島郷合同庁舎 2階
TEL 093-701-3991
FAX 093-701-3991

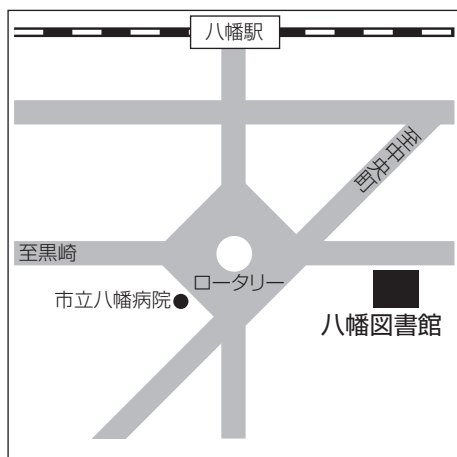
交通機関 市営バス 二島郵便局前下車



■八幡図書館

〒 805-0059 八幡東区尾倉二丁目 6-1
TEL 093-671-1123
FAX 093-671-1128

交通機関 JR 八幡駅下車
西鉄バス 八幡駅下車



■八幡東子どもと母のとしょかん

〒 805-0052 八幡東区西丸山町 2-1
八幡東区社会福祉センター 2 階
TEL 093-662-3338
FAX 093-662-3338

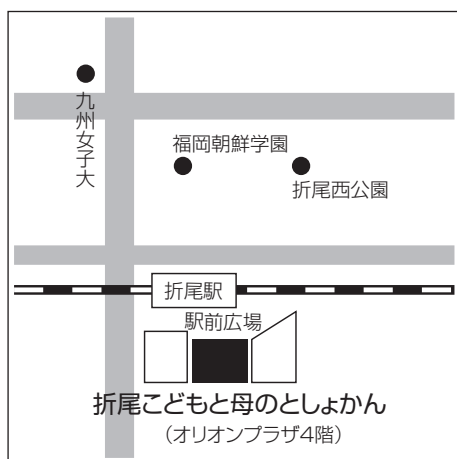
交通機関 西鉄バス 八幡東区役所下車



■折尾子どもと母のとしょかん

〒 807-0834 八幡西区北鷹見町 13-10
オリオンプラザ 4 階
TEL 093-601-1999
FAX 093-601-1999

交通機関 JR 折尾駅下車
市営バス 折尾駅前下車



■八幡南子どもと母のとしょかん

〒 807-1134 八幡西区茶屋の原一丁目 6-1
八幡南出張所 2 階
TEL 093-618-8441
FAX 093-618-8441

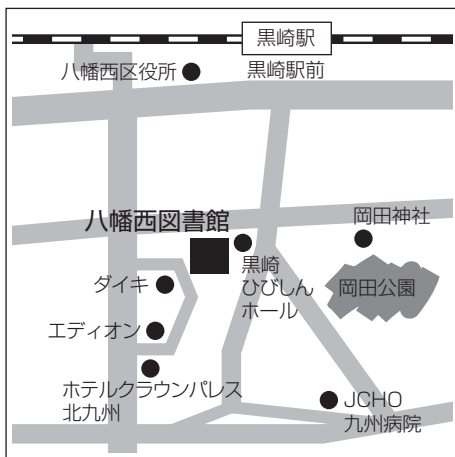
交通機関 西鉄バス 上茶屋の原下車



■八幡西図書館

〒 806-0034 八幡西区岸の浦二丁目 2-1
TEL 093-642-1186
FAX 093-642-1187

交通機関 JR 黒崎駅下車
西鉄・市営バス 熊手四ツ角下車



■戸畑図書館

〒 804-0082 戸畑区新池一丁目 1-1
TEL 093-871-3464
FAX 093-871-3466

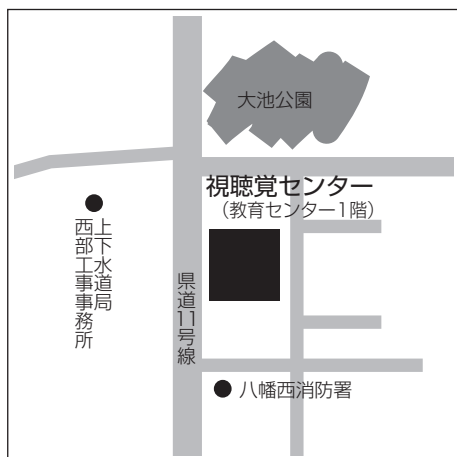
交通機関 JR 戸畑駅下車
西鉄バス 戸畑区役所下車



■視聴覚センター

〒 806-0044 八幡西区相生町20-1
教育センター1階
TEL 093-644-3131
FAX 093-644-3132

交通機関 筑豊電鉄 穴生駅下車
西鉄バス 相生町下車



6 その他の関連施設

●男女共同参画センター・ムーブ図書・情報室

北九州市立男女共同参画センター・ムーブの図書・情報室には、男女共同参画関連資料を中心に、約 55,000 冊の図書・行政資料の蔵書があります。その中には、専門性の高い資料や貴重な複製本も数多く含まれています。研究に役立つ資料をはじめ、ジェンダー（社会的・文化的性別）をテーマにした小説・随筆や話題の新刊まで幅広く収集しています。

雑誌等も 76 タイトルをそろえています。

ムーブ図書・情報室では様々な形で男女共同参画に関する情報を提供しています。



■概況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

蔵書冊数	55,908 冊
登録者数（新規）	112 人
貸出者数	17,363 人
貸出冊数	46,113 冊

■利用案内

開室時間・・・火～土 9:30～21:30 日曜日 9:30～17:00

図書貸出時間・・・火～土 9:30～19:00 日曜日 9:30～17:00

図書貸出冊数／期間・・・10冊／2週間

図書カード・・・北九州市立図書館共通カード

休室日・・・月曜日、祝日、

年末年始（12月29日～翌年1月3日）、

所内整理日（原則として各月最終木曜日及び第2木曜日〔年4回〕）



アクセス

●JR西小倉駅より、
徒歩約 15 分

●西鉄バス
「ソレイユホール・
ムーブ前」下車

所在地 北九州市小倉北区大手町
11-4 ムーブ1階

電話 (093) 583-5082

ホームページ

<http://www.kitakyu-move.jp>

●北九州学術研究都市学術情報センター（一般図書室）

最先端の情報通信技術を取り入れた施設で、理工学分野に特化した「専門図書室」と、広く人文科学、社会科学分野を網羅した「一般図書室」の両方の機能を併せ持っています。

一般図書室は、広く市民も利用できるように、一般向けの図書、雑誌などを備えています。また、児童向け科学に関するビデオ・DVD等も視聴することができます。

■概況（平成30年3月31日現在）

蔵書冊数	57,380冊
登録者数（新規）	701人
貸出者数	23,666人
貸出冊数	91,271冊

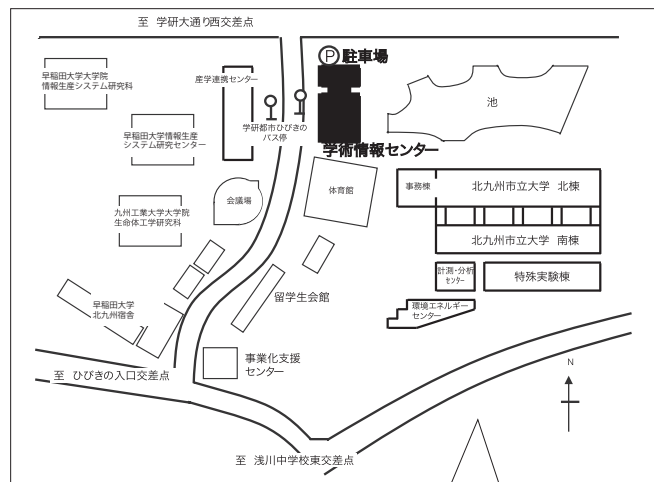


■利用案内

利用時間：午前9時～午後8時

貸出時間：月曜日～金曜日 午前9時30分～午後7時

：土曜日、日曜日、休日 午前9時30分～午後6時



【JR折尾駅から、バスで】

行先：市営バス・学研都市ゆき
乗り降り：折尾駅西口→学研都市ひびきの

【JR黒崎駅から、バスで】

バス：市営バス／西鉄バス（共同運行）
行先：学研都市・青葉台・芦屋（鶴松団地）方面
乗り場：黒崎バスセンター（8番のりば）

【都市高速道路から、車で】

都市高速を黒崎インターで降りて、国道200号線を横切った先の、『都市高速黒崎入口』交差点を右折、県道11号を北上してください。

所在地 北九州市若松区ひびきの1-3
北九州市学術研究都市内

電話 (093) 695-3151

ホームページ media.ksrp.or.jp

7 図書館費の推移

(1) 図書館費の推移 (平成 26 年度～平成 30 年度 当初予算額)

単位：千円

事業名	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
図 書 購 入	101,089	89,323	96,249	97,727	81,257
学 術 情 報 セ ン タ ー (一 般 室) 図 書 購 入	2,626	2,313	2,012	2,012	1,751
施 設 維 持 管 理	103,337	108,346	109,875	110,793	106,265
各 種 行 事	119	165	193	183	160
複 写 サ ー ビ ス	2,519	2,202	2,121	2,067	1,935
図 書 館 改 修 整 備	2,700	2,700	4,200	3,700	4,200
電 算 関 係 経 費	40,708	39,303	39,521	57,559	42,374
窓 口 業 務 委 託	87,387	87,387	89,300	84,700	62,200
ブ ッ ク ス タ ー ト	7,230	12,289	12,126		
は じ め て の 絵 本 事 業			5,200	17,326	16,544
旧 戸 畑 図 書 館 安 全 対 策 事 業		3,000			
小 倉 南 区 図 書 館 整 備 推 進 事 業	25,600	33,354	426,700	514,000	14,300
子 ども 図 書 館 整 備 事 業			10,100	189,900	424,600
八 幡 図 書 館 移 転 整 備 事 業		404,400			
中 央 図 書 館 カ フ ェ テ リ ア 整 備 事 業		39,300			
門 司 図 書 館 耐 震 診 断 事 業		2,500			
指 定 管 理 者 制 度 導 入	327,650	327,077	325,532	334,033	389,182
図 書 館 バ リ ア フ リ ー 化 事 業	2,389	1,761	1,902	1,902	1,712
図 書 返 却 ボ ッ ク ス 設 置 事 業				3,000	2,592
図 書 館 の あ り 方 検 討 調 査		3,000			
中 央 図 書 館 開 館 40 周 年 記 念 事 業		1,000			
図 書 館 施 設 改 修 事 業		1,800	18,000	3,000	3,740
黒 崎 副 都 心 「 文 化 ・ 交 流 拠 点 地 区 」 整 備 事 業	193,151	196,900	177,662	177,670	177,677
図 書 館 駐 車 場 整 備 事 業					14,900
「 本 の 通 帳 」 (読 書 記 録) シ ス テ ム 整 備 事 業					5,000
国 際 友 好 記 念 図 書 館 等 整 理 事 業					13,900
中 央 図 書 館 耐 震 補 強 工 事	12,200				
子 ども 司 書 養 成 講 座 等	2,033	2,016	2,168	2,153	2,089
そ の 他	473	714	3,158	1,288	2,588
合 計	911,211	1,360,850	1,326,019	1,603,013	1,368,966

(注) 図書購入費には、逐次刊行物購入・図書装備委託料を含む。

(2) 視聴覚センター費の推移（平成 26 年度～平成 30 年度 当初予算額）

単位：千円

事業名 \ 年 度	26	27	28	29	30
視 聴 覚 セ ン タ ー	10,188	9,022	8,061	12,365	7,207

8 図書館協議会

(1) 活動状況(平成29年度)

開催月日	会議名	議 題
5月24日	第1回図書館協議会	①図書館(公共施設マネジメント)について
11月2日	第2回図書館協議会	①図書館年報(平成29年)について ②平成28年度図書館の評価について

(2) 委員名簿

平成30年7月6日現在

氏 名	所属団体役職名	氏 名	所属団体役職名
ナカオ ヤスシ 中尾 泰士	北九州市立大学図書館長	トリゴエ ミナ 鳥越 美奈	公 募 委 員
ナカノ マドカ 中野 まどか	北九州市学校図書館協議会会長	ミヤモト カズヨ 宮本 和代	北九州市社会教育委員
ホンダ ヒサシ 本田 壽志	北九州市学校図書館協議会副会長	ヤマグチ マキコ 山口 万規子	北九州市婦人団体協議会副会長
マツイ タカヒデ 松井 貴英	九州国際大学図書館長	キムラ ケンイチ 木村 健一	北九州市A V Eの会会長
オクナガ テツジ 奥永 哲二	福岡県公立高等学校長協会 北九州地区会長	シバラ カヨコ 柴原 佳代子	北九州児童文化連盟理事
ムラハン ヒトミ 村端 ひとみ	(一社)北九州市私立幼稚園連盟理事	キタノ クミ 北野 久美	(一社)北九州市保育所連盟副会長
ウエキ ナオヒロ 植木 直寛	北九州市PTA協議会専務理事	スエマツ ミオ 末松 美緒	(一社)北九州青年会議所委員
オバセ アツミ 尾場瀬 淳美	公 募 委 員		

任 期 平成28年12月1日から平成30年11月30日まで
但し、新任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

II 事業報告

II-A 図書館

1 利用状況

(1) 利用実績(平成29年度)

ア、登録者・貸出者・貸出冊数等

(ア) 個人利用者

区分	開館 日数	登録者数			貸出者数				貸出冊数				来館者数	
		一般、学生	児童	計	一般、学生	児童	計	一日 平均	一般、学生	児童	計	一日 平均		
単位	日	人	人	人	人	人	人	人	冊	冊	冊	冊	人	
中央館	中央図書館	288	67,159	1,334	68,493	119,918	9,445	129,363	449	404,294	40,178	444,472	1,543	359,083
	勝山分館	126	17,728	5,574	23,302	8,131	7,443	15,574	124	36,975	35,273	72,248	573	69,740
	企救分館	251	18,766	3,150	21,916	38,912	10,795	49,707	198	174,929	65,012	239,941	956	202,687
	曾根分館	287	17,124	2,826	19,950	38,571	6,993	45,564	159	164,196	39,839	204,035	711	108,304
国記	国際友好 記念図書館	292	1,080	44	1,124	3,613	209	3,822	13	10,698	916	11,614	40	61,120
門司館	門司図書館	287	10,968	1,590	12,558	34,871	5,893	40,764	142	120,724	29,179	149,903	522	107,030
	大里分館	287	12,882	2,047	14,929	41,696	7,177	48,873	170	156,159	38,786	194,945	679	89,322
	新門司分館	288	3,922	1,439	5,361	18,513	5,302	23,815	83	70,977	26,763	97,740	339	68,949
小倉南図書館	2	215	80	295	1,082	471	1,553	777	4,784	2,373	7,157	3,579	5,636	
若松館	若松図書館	287	21,557	2,172	23,729	52,215	8,021	60,236	210	190,273	43,482	233,755	814	149,632
	島郷分館	288	10,066	1,781	11,847	25,627	5,486	31,113	108	110,019	31,424	141,443	491	69,293
八幡館	八幡図書館	287	19,086	2,255	21,341	55,336	10,492	65,828	229	177,474	47,504	224,978	784	149,021
	八幡東分館	288	4,379	763	5,142	15,857	2,240	18,097	63	43,850	10,954	54,804	190	49,783
	折尾分館	287	8,251	728	8,979	15,358	1,807	17,165	60	48,111	9,327	57,438	200	68,807
	八幡南分館	287	10,698	1,511	12,209	21,489	4,960	26,449	92	94,350	29,560	123,910	432	89,862
八幡西図書館	287	42,037	7,954	49,991	160,926	28,946	189,872	662	562,823	132,012	694,835	2,421	438,591	
戸畑館	戸畑図書館	286	21,805	3,588	25,393	102,744	22,180	124,924	437	355,259	103,188	458,447	1,603	362,580
	戸畑分館	287	5,697	1,698	7,395	15,990	7,069	23,059	80	63,320	40,768	104,088	363	47,413
計	-	293,420	40,534	333,954	770,849	144,929	915,778	4,056	2,789,215	726,538	3,515,753	16,240	2,496,853	
ひまわり文庫	-	-	-	-	-	-	30,224	-	-	-	55,685	-	-	
関連図書施設	-	-	-	18,449	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	352,403	-	-	946,002	-	-	-	3,571,438	-	-	

(注) 児童とは、中学生、小学生、幼児をいう。

※登録者数は平成30年3月31日現在

関連図書施設とは、ムーブ図書・情報室、北九州学術研究都市学術情報センターをいう。

八幡西図書館のCD・DVD資料貸出点数は24,068点。戸畑図書館のCD・DVD資料貸出点数は34,087点。

八幡図書館のCD・DVD資料貸出点数は21,099点。小倉南図書館のCD・DVD資料貸出点数は597点。

(イ) 貸出文庫

貸出 文庫	ひまわり 文庫	区 分	中央館	門司館	小倉南館	若松館	八幡館	戸畑館	計
		文庫数	23	17	23	10	45	11	129
	団体文庫	文庫数	14	19	12	10	14	23	92

(注) 貸出文庫には、ひまわり文庫と、団体文庫があり、登録した施設へ配本している。
小倉南館の貸出文庫は、平成30年3月30日に中央館から移管したもの。
(平成29年度の貸出実績は中央館で計上する。)

(ウ) 読書会

読 書 会	区 分		中央館	門司館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
	登 録 者 数	成 人	37	14	10	54	18	15	148
		こども	0	26	17	17	0	0	60
	貸出冊数		342	352	317	794	160	113	2,078

(注) 中央館は、「勝山・企救・そねっと」、門司館は、「大里・新門司」、若松館は、「島郷」、八幡館は、「八幡東・折尾・八幡南」、戸畑館は、「戸畑」の各こどもと母のとしょかんや分館等を含む。

(エ) 団体貸出

団体貸出	区 分	中央館	国友館	門司館	小倉南館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
	貸出冊数	5,324	5	8,138	2	9,854	9,090	7,892	5,024	45,329

(注) 中央館は、「勝山・企救・そねっと」、門司館は、「大里・新門司」、若松館は、「島郷」、八幡館は、「八幡東・折尾・八幡南」、戸畑館は、「戸畑」の各こどもと母のとしょかんや分館等を含む。

イ、登録者居住地の行政区別（人口は平成30年4月1日現在）

区 別	登録者数（人）	人 口（人）	登録率（％）
門 司	36,269	96,709	37.5
小 倉 北	62,072	181,123	34.3
小 倉 南	65,849	209,639	31.4
若 松	34,753	81,029	42.9
八 幡 東	26,575	66,312	40.1
八 幡 西	86,799	252,359	34.4
戸 畑	27,174	57,890	46.9
計	339,491	945,061	35.9

※市外居住者 12,039人
 その他 873人
 計 12,912人
 登録者数合計
 339,491 + 12,912 = 352,403人

ウ、相互貸借件数

（単位：件）

区 分	中 央 図 書 館	国際友好 記念図書館	地区館	分 館	計
市内貸出	66,493	4,346	220,620	157,929	449,388
市内借受	74,676	5,252	163,337	200,837	444,102
市外貸出	1,944	38	1,703	500	4,185
市外借受	1,133	18	2,527	1,350	5,028

エ、レファレンス（相談事務）

区 分	中 央 図 書 館	国際友好 記念図書館	地区館	分 館	計
件 数	7,623	100	18,674	11,202	37,599

オ、図書資料複写サービス

区 分	中央館	国友館	門司館	小倉南館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
複写件数	3,251	97	742	3	983	709	1,231	656	7,672
複写枚数	33,554	740	3,693	9	4,889	3,903	7,761	4,020	58,569

（注）中央館は、「勝山・企救・そねっと」、門司館は、「大里・新門司」、若松館は、「島郷」、八幡館は、「八幡東・折尾・八幡南」、戸畑館は、「戸畑」の各こどもと母のとしょかんや分館等を含む。

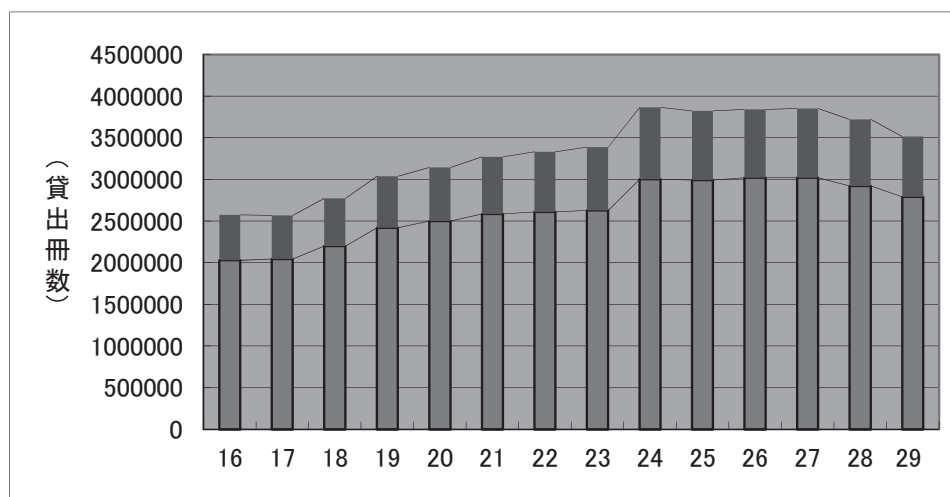
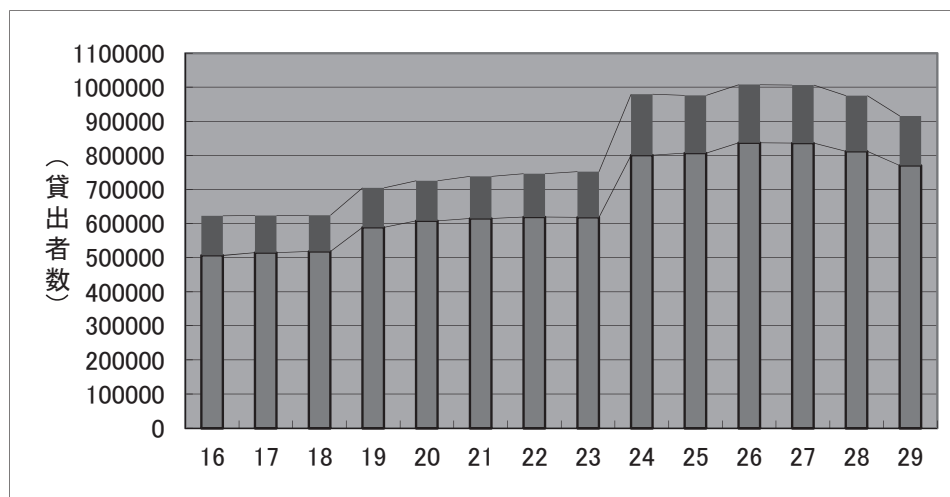
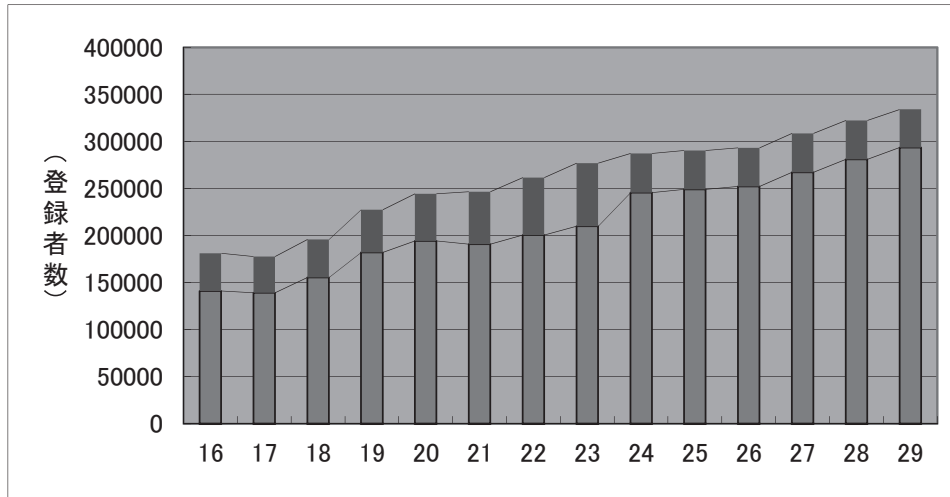
カ、ホームページ アクセス件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件 数	26,889	30,359	28,612	33,591	40,178	35,265	31,288	30,076	27,287	30,788	31,965	33,968

(2) 年度別の比較

ア、個人貸出の利用状況の推移

■ 児童
■ 成人



イ、個人貸出

登録者数	中央館										若松館		八幡館						戸畑館		計		
	中央図書館		子ども母のとしょかん		国際友好記念図書館		門司館		小倉南図書館		若松館		八幡館		八幡西図書館		戸畑館		関連図書施設				
	本館	ひまわり	勝山	企画	そねっと	門司図書館	大里こども母のとしょかん	門司図書館	新門司分館	小倉南図書館	若松図書館	鳥郷こども母のとしょかん	八幡図書館	八幡東	大池	折尾	八幡南	八幡西図書館		戸畑図書館		戸畑こども母のとしょかん	
25	本館	61,420	1,072	17,753	19,549	17,753	1,072	11,677	13,011	4,163	22,342	10,566	19,980	5,001	14,790	8,763	11,256	21,987	18,581	7,096	16,354	306,720	
	ひまわり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	61,420	1,072	17,753	19,549	17,753	1,072	11,677	13,011	4,163	22,342	10,566	19,980	5,001	14,790	8,763	11,256	21,987	18,581	7,096	16,354	306,720	
	本館	132,922	4,114	47,848	53,896	47,848	4,114	45,564	49,687	26,332	71,460	33,635	54,171	23,438	9,830	22,807	31,427	233,639	69,167	29,952	-	976,454	
	ひまわり	11,549	-	-	-	-	-	3,777	-	-	2,004	-	13,678	-	-	-	-	-	1,235	-	-	32,243	
	計	144,471	4,114	47,848	53,896	47,848	4,114	49,341	49,687	26,332	73,464	33,635	67,849	23,438	9,830	22,807	31,427	233,639	70,402	29,952	-	1,008,697	
	本館	452,088	12,545	215,833	271,997	215,833	12,545	167,897	196,461	111,751	262,151	147,257	195,532	82,256	39,603	79,201	148,470	824,036	289,362	142,735	-	3,824,102	
	ひまわり	24,917	-	-	-	-	-	8,048	-	-	4,503	-	29,682	-	-	-	-	-	2,611	-	-	69,761	
	計	477,005	12,545	215,833	271,997	215,833	12,545	175,945	196,461	111,751	266,654	147,257	225,214	82,256	39,603	79,201	148,470	824,036	291,973	142,735	-	3,893,863	
	本館	60,967	1,028	17,661	19,363	17,661	1,028	11,497	13,096	4,326	21,963	10,684	19,642	4,835	-	8,533	11,253	39,415	20,813	6,945	16,323	309,413	
	ひまわり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	60,967	1,028	17,661	19,363	17,661	1,028	11,497	13,096	4,326	21,963	10,684	19,642	4,835	-	8,533	11,253	39,415	20,813	6,945	16,323	309,413	
	本館	126,591	4,452	47,465	53,497	47,465	4,452	45,389	50,623	25,474	70,428	33,114	51,601	18,141	-	19,000	29,841	227,317	144,915	26,243	-	1,007,732	
	ひまわり	11,687	-	-	-	-	-	3,494	-	-	1,540	-	12,493	-	-	-	-	-	1,061	-	-	30,275	
	計	138,278	4,452	47,465	53,497	47,465	4,452	48,883	50,623	25,474	71,968	33,114	64,094	18,141	-	19,000	29,841	227,317	145,976	26,243	-	1,038,007	
	本館	424,293	12,801	210,572	265,224	210,572	12,801	168,456	196,606	105,371	256,251	144,210	182,946	62,183	-	66,398	141,591	813,419	510,097	116,417	-	3,840,255	
	ひまわり	23,482	-	-	-	-	-	7,275	-	-	3,362	-	27,632	-	-	-	-	-	2,734	-	-	64,485	
	計	447,775	12,801	210,572	265,224	210,572	12,801	175,731	196,606	105,371	259,613	144,210	210,578	62,183	-	66,398	141,591	813,419	512,831	116,417	-	3,904,740	
	本館	63,768	1,060	18,535	20,375	18,535	1,060	11,860	13,754	4,687	22,620	11,093	19,974	4,984	-	8,731	11,612	43,569	22,635	7,118	17,116	325,556	
	ひまわり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	63,768	1,060	18,535	20,375	18,535	1,060	11,860	13,754	4,687	22,620	11,093	19,974	4,984	-	8,731	11,612	43,569	22,635	7,118	17,116	325,556	
	本館	129,095	4,523	48,853	57,071	48,853	4,523	44,927	51,505	27,475	68,136	32,369	47,096	19,970	-	19,761	29,521	223,719	140,459	26,329	-	1,006,687	
	ひまわり	12,191	-	-	-	-	-	3,162	-	-	1,335	-	13,000	-	-	-	-	-	1,051	-	-	30,739	
	計	141,286	4,523	48,853	57,071	48,853	4,523	48,089	51,505	27,475	69,471	32,369	60,096	19,970	-	19,761	29,521	223,719	141,510	26,329	-	1,037,426	
	本館	424,377	12,844	214,550	279,771	214,550	12,844	165,700	201,393	113,101	251,326	142,197	169,539	68,818	-	66,777	139,739	804,753	501,229	118,622	-	3,850,314	
	ひまわり	26,232	-	-	-	-	-	6,648	-	-	2,723	-	27,585	-	-	-	-	-	2,289	-	-	65,477	
	計	450,609	12,844	214,550	279,771	214,550	12,844	172,348	201,393	113,101	254,049	142,197	197,124	68,818	-	66,777	139,739	804,753	503,518	118,622	-	3,915,791	

	中央館										若松館			八幡館				戸畑館		計			
	中央図書館		子ども母のとしょかん		国際友好記念図書館		門司館		小倉南図書館		若松館		八幡館		八幡西図書館		戸畑館						
	本館	分館	勝山	企救	えねっと	門司図書館	大里こども母のとしょかん	門司図書館	新門司分館	小倉南図書館	若松図書館	島郷こども母のとしょかん	八幡図書館	八幡東	大池	折尾	八幡南	戸畑図書館	戸畑こども母のとしょかん				
28	登録者数	本館	66,160	23,012	21,319	19,292	1,092	12,234	14,332	5,053	-	23,242	11,496	20,791	5,052	8,840	11,920	46,926	24,128	7,280	17,819	339,988	
		ひまわり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	66,160	23,012	21,319	19,292	1,092	12,234	14,332	5,053	-	23,242	11,496	20,791	5,052	8,840	11,920	46,926	24,128	7,280	17,819	339,988	
	貸出者数	本館	123,331	35,964	55,669	46,151	4,214	43,215	50,454	24,993	-	63,565	32,851	69,280	17,756	19,705	28,547	201,844	131,835	25,488	-	-	974,862
		ひまわり	11,315	-	-	-	-	3,172	-	-	-	1,150	-	13,053	-	-	-	-	-	1,023	-	-	29,713
		計	134,646	35,964	55,669	46,151	4,214	46,387	50,454	24,993	-	64,715	32,851	82,333	17,756	19,705	28,547	201,844	132,858	25,488	-	-	1,004,575
29	貸出冊数	本館	405,027	171,831	273,221	203,212	13,383	161,470	200,622	103,347	-	235,148	144,606	236,280	52,915	63,062	132,823	733,649	477,719	112,715	-	-	3,721,030
		ひまわり	23,656	-	-	-	-	6,909	-	-	-	2,411	-	26,173	-	-	-	-	2,111	-	-	-	61,260
		計	428,683	171,831	273,221	203,212	13,383	168,379	200,622	103,347	-	237,559	144,606	262,453	52,915	63,062	132,823	733,649	479,830	112,715	-	-	3,782,290
	登録者数	本館	68,493	23,302	21,916	19,950	1,124	12,558	14,929	5,361	295	23,729	11,847	21,341	5,142	8,979	12,209	49,991	25,393	7,395	18,449	-	352,403
		ひまわり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	68,493	23,302	21,916	19,950	1,124	12,558	14,929	5,361	295	23,729	11,847	21,341	5,142	8,979	12,209	49,991	25,393	7,395	18,449	-	352,403
貸出者数	本館	129,363	15,574	49,707	45,564	3,822	40,764	48,873	23,815	1,553	60,236	31,113	65,828	18,097	17,165	26,449	189,872	124,924	23,059	-	-	915,778	
	ひまわり	12,669	-	-	-	-	3,326	-	-	-	967	-	12,175	-	-	-	-	1,087	-	-	-	30,224	
	計	142,032	15,574	49,707	45,564	3,822	44,090	48,873	23,815	1,553	61,203	31,113	78,003	18,097	17,165	26,449	189,872	126,011	23,059	-	-	946,002	
貸出冊数	本館	444,472	72,248	239,941	204,035	11,614	149,903	194,945	97,740	7,157	233,755	141,443	224,978	54,804	57,438	123,910	694,835	458,447	104,088	-	-	3,515,753	
	ひまわり	19,981	-	-	-	-	7,226	-	-	-	2,042	-	24,240	-	-	-	-	2,196	-	-	-	55,685	
	計	464,453	72,248	239,941	204,035	11,614	157,129	194,945	97,740	7,157	235,797	141,443	249,218	54,804	57,438	123,910	694,835	460,643	104,088	-	-	3,571,438	

(注) 関連図書館とは、ムーブ図書・情報室、北九州学術研究都市学術情報センターをいう。

八幡西図書館は、平成24年7月から開設。

八幡西図書館のCD・DVD資料貸出点数は24,068点。戸畑図書館のCD・DVD資料貸出点数は34,087点。

八幡図書館のCD・DVD資料貸出点数は21,099点。小倉南図書館のCD・DVD資料貸出点数は597点。

八幡図書館大池分館は、平成25年6月末で廃館。

中央図書館勝山分館は、平成29年8月末で廃館。

中央図書館企救分館は、平成30年2月15日で廃館。

小倉南図書館は、平成30年3月30日開設。

国際友好記念図書館は、平成30年3月末で廃館。

戸畑図書館戸畑分館は、平成30年3月末で廃館。

ウ、団体貸出冊数（読書会を含む）

（単位：冊）

年 度	中央館	国友館	門司館	小倉南館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
25	5,765	12	10,330	－	10,493	12,199	9,931	7,298	56,028
26	6,221	19	9,963	－	9,453	11,396	9,077	7,427	53,556
27	6,634	7	10,279	－	8,955	11,192	8,751	6,284	52,102
28	6,914	5	9,259	－	10,130	10,532	7,637	5,595	50,072
29	5,666	5	8,490	2	10,171	9,884	8,052	5,137	47,407

（注）中央館は、「勝山・企救・そねっと」、門司館は、「大里・新門司」、若松館は、「島郷」、八幡館は、「八幡東・折尾・八幡南」、戸畑館は、「戸畑」の各こどもと母のとしょかんや分館等を含む。

（3）主要指標年度別分析（平成 25 年度～平成 29 年度）

ア、個人貸出

指 標	単位	年度	小倉北・南区	門司区	若松区	八幡東・西区	戸畑区	北九州市
登録率 登録者数 / 管内人口 × 100	%	25	28.47	32.19	37.97	29.72	38.47	30.71
		26	28.56	32.43	37.84	30.51	40.68	31.16
		27	30.09	34.10	39.44	32.22	42.66	32.81
		28	31.53	35.88	41.35	33.96	45.06	34.47
		29	32.74	37.50	42.89	35.58	46.94	35.92
市民 1 人当たりの 貸出冊数 貸出冊数 / 管内人口	冊	25	2.91	4.92	4.99	4.30	7.41	4.04
		26	2.76	4.92	4.88	4.00	10.79	4.08
		27	2.85	5.05	4.80	3.95	10.58	4.09
		28	2.69	4.90	4.65	3.80	10.13	3.92
		29	2.48	4.70	4.63	3.63	9.72	3.72
登録者 1 人当たりの 貸出冊数 貸出冊数 / 登録者数	冊	25	10.22	15.28	13.15	14.45	19.27	13.16
		26	9.68	15.18	12.90	13.10	26.52	13.09
		27	9.47	14.81	12.18	12.26	24.80	12.48
		28	8.53	13.66	11.25	11.18	22.47	11.36
		29	7.57	12.52	10.80	10.20	20.70	10.36
蔵書回転率 貸出冊数 / 所蔵冊数	回	25	1.87	1.72	1.77	2.78	2.28	2.13
		26	1.77	1.73	1.73	2.66	3.25	2.15
		27	1.84	1.76	1.70	2.67	3.16	2.18
		28	1.77	1.67	1.62	2.52	2.96	2.07
		29	1.35	1.58	1.59	2.40	2.81	1.83

イ、市民 1 人当たりの図書費

（単位：円）

年度	25	26	27	28	29
図書費 市内人口	119.57	105.57	93.38	101.27	103.41

（注）市内人口は各年度の翌年度 4 月 1 日現在の推定人口。

(4) 図書館別来館者数 (平成 29 年度)

(単位：人)

館名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中央館	中央図書館	32,083	30,823	31,344	32,328	34,247	29,819	26,785	31,260	25,058	25,807	27,338	32,191	359,083
	勝山こどもと母のとしょかん	14,594	11,384	11,500	15,006	17,256	-	-	-	-	-	-	-	69,740
	企救こどもと母のとしょかん	20,734	16,148	18,077	20,893	26,627	16,176	16,025	18,319	11,076	18,217	12,299	8,096	202,687
	そねっと	8,385	8,189	8,170	9,944	13,496	9,810	10,044	9,241	7,507	7,033	8,038	8,447	108,304
国際友好記念図書館		6,165	7,386	4,245	4,471	6,086	4,344	4,779	4,786	3,235	3,159	4,992	7,472	61,120
門司館	門司図書館	9,400	10,335	9,258	9,148	9,288	7,470	10,792	9,868	7,997	7,475	7,621	8,378	107,030
	大里こどもと母のとしょかん	8,116	6,803	6,232	9,407	9,237	7,098	7,496	6,985	5,655	6,608	6,899	8,786	89,322
	門司図書館新門司分館	7,041	6,856	7,789	6,860	7,331	5,522	5,494	4,852	3,780	4,395	4,807	4,222	68,949
小倉南図書館		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,636	5,636
若松館	若松図書館	12,322	11,844	12,634	15,157	16,923	11,727	12,478	12,372	11,143	8,935	11,506	12,591	149,632
	島郷こどもと母のとしょかん	5,284	4,866	6,002	6,908	8,690	4,738	6,393	5,779	4,826	4,662	5,382	5,763	69,293
八幡館	八幡図書館	13,299	12,245	12,934	14,633	14,990	11,912	10,600	12,496	10,765	11,144	11,503	12,500	149,021
	八幡東こどもと母のとしょかん	4,281	4,101	4,399	4,842	4,596	3,454	4,765	4,276	3,850	3,498	3,516	4,205	49,783
	折尾こどもと母のとしょかん	4,171	3,341	3,953	8,270	10,808	5,442	4,293	5,024	5,481	6,017	6,184	5,823	68,807
八幡南こどもと母のとしょかん		7,478	7,410	7,212	8,632	9,649	6,984	7,056	6,947	6,115	6,927	7,342	8,110	89,862
八幡西図書館		37,225	38,849	38,252	42,600	44,743	34,230	40,391	37,620	24,378	31,485	32,923	35,895	438,591
戸畑館	戸畑図書館	30,233	30,050	31,385	31,393	35,723	26,805	32,501	27,944	26,625	28,238	29,624	32,059	362,580
	戸畑こどもと母のとしょかん	3,804	3,516	3,403	4,394	4,044	2,390	3,663	3,934	4,370	5,064	3,993	4,838	47,413
合計		224,615	214,146	216,789	244,886	273,734	187,921	203,555	201,703	161,861	178,664	183,967	205,012	2,496,853

2 資料の収集

(1) 分類別蔵書冊数 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

(単位：冊)

区 分	中央館	国友館	門司館	小倉南館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
0 総 記	23,799	892	5,299	2,580	4,978	6,212	3,188	4,632	51,580
1 哲 学	20,920	644	6,236	5,330	6,228	6,232	6,577	5,619	57,786
2 歴 史	50,562	4,305	14,491	8,256	15,235	15,011	12,573	12,869	133,302
3 社 会	74,732	4,409	17,143	13,404	20,094	15,508	28,988	15,871	190,149
4 自 然	24,842	406	8,354	7,910	10,007	9,073	9,718	7,574	77,884
5 技 術	31,308	602	12,282	9,569	14,482	16,360	15,940	12,509	113,052
6 産 業	15,024	375	4,266	3,574	4,784	4,091	7,023	3,595	42,732
7 芸 術	33,454	2,128	12,301	9,844	15,992	14,308	10,959	12,497	111,483
8 言 語	8,356	831	2,288	1,858	2,818	2,378	3,613	2,025	24,167
9 文 学	118,763	3,361	88,285	52,448	67,819	81,304	44,676	50,300	506,956
K 郷土資料	55,682	264	13,128	1,904	12,695	16,649	4,985	10,979	116,286
児 童 書	68,348	2,985	79,746	62,575	58,605	97,807	41,154	59,186	470,406
そ の 他	9,937	629	914	2,771	2,443	2,966	4,467	2,246	26,373
未 設 定	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	535,727	21,831	264,733	182,023	236,180	287,899	193,861	199,902	1,922,156

(注) 中央館は、「勝山・企救・そねっと」、門司館は、「大里・新門司」、若松館は、「島郷」、八幡館は、「八幡東・折尾・八幡南」、戸畑館は、「戸畑」の各こどもと母のとしょかんや分館等を含む。

(2) ア、分類別受入・除籍冊数 (平成 29 年度)

(単位：冊)

区 分		中央館	国友館	門司館	小倉南館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計	
受 入	分 類 別	0 総 記	280	2	106	2,580	92	132	41	72	3,305
		1 哲 学	346	11	186	5,330	163	166	143	188	6,533
		2 歴 史	770	100	351	8,256	247	430	341	362	10,857
		3 社 会	1,119	63	533	13,404	490	662	384	422	17,077
		4 自 然	686	12	416	7,910	368	532	201	365	10,490
		5 技 術	816	14	725	9,569	474	921	335	665	13,519
		6 産 業	322	2	164	3,574	127	232	108	158	4,687
		7 芸 術	574	28	369	9,844	336	535	136	397	12,219
		8 言 語	117	10	79	1,858	52	81	59	55	2,311
		9 文 学	2,549	39	3,192	52,448	1,806	2,983	1,213	2,490	66,720
		K郷土資料	1,209	14	457	1,904	539	655	423	579	5,780
		児 童 書	2,119	108	2,347	62,575	1,495	3,292	927	1,892	74,755
		そ の 他	225	8	31	2,771	58	114	121	110	3,438
		未 設 定	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	11,132	411	8,956	182,023	6,247	10,735	4,432	7,755	231,691	
	種 類 別	購 入	9,098	383	7,541	117,011	4,995	9,245	3,355	5,453	157,081
		寄 贈	1,889	25	1,275	2,039	1,198	1,225	862	2,041	10,554
		そ の 他	145	3	140	62,973	54	265	215	261	64,056
		計	11,132	411	8,956	182,023	6,247	10,735	4,432	7,755	231,691
除 籍	廃 棄 他	8,435	1,328	7,934	0	4,377	16,217	319	6,877	45,487	
	管 理 換	62,206	580	4	0	3	6	0	138	62,937	
	計	70,641	1,908	7,938	0	4,380	16,223	319	7,015	108,424	

(注) 中央館は、「勝山・企救・そねっと」、門司館は、「大里・新門司」、若松館は、「島郷」、八幡館は、「八幡東・折尾・八幡南」、戸畑館は、「戸畑」の各こどもと母のとしょかんや分館等を含む。

イ、新聞・雑誌受入数（平成 29 年度）

（単位：タイトル数）

区分	中央館	国友館	門司館	小倉南館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
新聞	14	6	10	6	8	12	12	8	76
雑誌	366	29	83	60	59	113	169	66	945

（注①）中央館は、「勝山・企救・そねっと」、門司館は、「大里・新門司」、若松館は、「島郷」、八幡館は、「八幡東・折尾・八幡南」、戸畑館は、「戸畑」の各こどもと母のとしょかんや分館等を含む。

（注②）タイトル数は各館が同一の新聞・雑誌を受入れている場合があり、種類の数を示すものではない。

（3）年度別受入・除籍蔵書冊数（平成 25 年度～平成 29 年度）

（単位：冊）

年度	区分	中央館	国友館	門司館	小倉南館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
25	受入	20,776	715	12,094	－	7,969	17,450	18,794	11,188	88,986
	除籍	31,536	1,149	18,472	－	5,974	52,995	311	8,355	118,792
	蔵書	614,531	23,194	265,328	－	233,270	329,183	174,267	190,510	1,830,283
26	受入	18,518	624	11,494	－	7,203	12,764	6,442	8,601	65,646
	除籍	17,342	721	16,414	－	6,377	35,678	319	5,427	82,278
	蔵書	615,707	23,097	260,408	－	234,096	306,269	180,390	193,684	1,813,651
27	受入	16,694	601	9,388	－	5,923	13,025	5,424	8,130	59,185
	除籍	24,826	527	9,136	－	7,289	26,714	394	5,099	73,985
	蔵書	607,575	23,171	260,660	－	232,730	292,580	185,420	196,715	1,798,851
28	受入	16,734	639	9,183	－	6,174	10,822	4,682	7,354	55,588
	除籍	29,073	482	6,128	－	4,591	10,015	354	4,907	55,550
	蔵書	595,236	23,328	263,715	－	234,313	293,387	189,748	199,162	1,798,889
29	受入	11,132	411	8,956	182,023	6,247	10,735	4,432	7,755	231,691
	除籍	70,641	1,908	7,938	0	4,380	16,223	319	7,015	108,424
	蔵書	535,727	21,831	264,733	182,023	236,180	287,899	193,861	199,902	1,922,156

（注）中央館は、「勝山・企救・そねっと」、門司館は、「大里・新門司」、若松館は、「島郷」、八幡館は、「八幡東・折尾・八幡南」、戸畑館は、「戸畑」の各こどもと母のとしょかんや分館等を含む。

3 行事

館名	行事													
	講演会		講座		読書会		読み聞かせ・おはなし会		映画会		図書リサイクル		その他の行事	
	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数
中央図書館	1	70	-	-	32	266	-	-	-	-	7	-	-	-
勝山こどもと母のとしよかん	-	-	-	-	-	-	25	572	-	-	-	-	-	-
企救こどもと母のとしよかん	-	-	-	-	12	69	50	859	10	237	1	356	10	99
そねっと	-	-	-	-	-	-	44	473	8	85	4	850	1	31
国際友好記念図書館	-	-	2	49	-	-	6	86	-	-	6	-	-	-
門司図書館	1	31	13	238	22	147	32	454	-	-	1	-	55	2,418
大里こどもと母のとしよかん	-	-	-	-	21	146	25	634	12	276	4	-	-	-
門司図書館新門司分館	1	53	7	56	-	-	54	536	12	99	13	-	6	82
小倉南図書館	2	126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
若松図書館	1	62	22	381	5	19	88	1,192	-	-	1	361	47	795
鳥郷こどもと母のとしよかん	-	-	4	291	23	115	21	148	7	75	-	-	6	38
八幡図書館	2	93	40	1,263	36	421	91	1,248	1	45	14	-	45	1,308
八幡東こどもと母のとしよかん	-	-	7	165	-	-	89	2,028	-	-	17	-	2	269
折尾こどもと母のとしよかん	-	-	2	16	19	90	55	741	-	-	12	-	19	339
八幡南こどもと母のとしよかん	-	-	1	10	24	145	56	430	2	23	13	-	11	99
八幡西図書館	4	103	16	369	12	142	156	3,315	4	143	1	410	11	1,709
戸畑図書館	1	9	4	83	11	103	88	2,624	-	-	300 (通年)	1,854	36	270
戸畑こどもと母のとしよかん	-	-	-	-	-	-	71	1,899	-	-	4	403	-	-

館名	展示 回数又は実施日	見学等				養成講座					
		職場体験学習		視察・見学		読み聞かせボランティア		図書館ボランティア		子ども司書	
		回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数
中央図書館	12	10	15	18	804	5	123	2	50	1	72
勝山こどもと母のとしよかん	5	-	-	13	552						
企救こどもと母のとしよかん	4	-	-	26	379						
そねっと	12	48	5	4	268						
国際友好記念図書館	73	-	-	16	1,560						
門司図書館	171	3	6	8	231						
大里こどもと母のとしよかん	36	2	4	2	176						
門司図書館新門司分館	54	1	2	3	155						
小倉南図書館	0	-	-	-	-						
若松図書館	97	27	53	13	468						
鳥郷こどもと母のとしよかん	15	33	2	6	183						
八幡図書館	42	33	53	60	612						
八幡東こどもと母のとしよかん	24	-	-	2	71						
折尾こどもと母のとしよかん	24	2	4	2	135						
八幡南こどもと母のとしよかん	47	1	2	29	2,219						
八幡西図書館	52	36	56	13	647						
戸畑図書館	88	2	18	44	789						
戸畑こどもと母のとしよかん	53	-	-	1	46						

4 広域利用事業

(1) 福岡県北東部地方拠点都市地域 16 市町利用統計 (平成 29 年度)

図書館等		利用者							
		直方市	中間市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	小竹町	鞍手町
直方市	登録者数		14	1	2	1	0	16	27
	貸出冊数		657	23	16	52	0	6,104	6,738
	貸出利用者数		139	10	5	9	0	1,147	1,510
中間市	登録者数	6		0	10	7	7	0	5
	貸出冊数	514		1	2,206	494	436	155	1,060
	貸出利用者数	159		1	534	175	161	18	279
芦屋町	登録者数	2	5		6	7	11	0	1
	貸出冊数	106	265		744	1,272	489	0	307
	貸出利用者数	12	46		252	362	97	0	46
水巻町	登録者数	3	61	51		42	58	1	11
	貸出冊数	311	12,052	4,788		3,601	4,176	79	1,273
	貸出利用者数	64	2,278	959		909	936	9	243
岡垣町	登録者数	1	14	21	16		46	0	4
	貸出冊数	114	270	1,137	870		2,699	0	535
	貸出利用者数	33	97	292	299		796	0	95
遠賀町	登録者数	3	21	27	19	42		0	25
	貸出冊数	265	4,014	4,472	3,338	8,210		0	5,337
	貸出利用者数	37	910	1,087	806	1,737		0	1,127
小竹町	登録者数	0	0	0	0	0	0		0
	貸出冊数	0	0	0	0	0	0		0
	貸出利用者数	0	0	0	0	0	0		0
鞍手町	登録者数	8	3	2	0	1	0	1	
	貸出冊数	79	53	89	0	11	0	29	
	貸出利用者数	11	6	2	0	1	0	1	
宮若市	登録者数	59	1	1	1	2	3	18	13
	貸出冊数	17,640	773	20	22	34	713	7,845	4,494
	貸出利用者数	4,046	137	7	9	14	195	1,730	1,049
行橋市	登録者数	1	0	0	1	0	0	0	0
	貸出冊数	482	0	0	0	0	0	0	0
	貸出利用者数	35	0	0	0	0	0	0	0
豊前市	登録者数	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出冊数	59	2	0	0	0	0	0	0
	貸出利用者数	6	1	0	0	0	0	0	0
みやこ町	登録者数	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出冊数	512	3	0	1	106	0	0	0
	貸出利用者数	106	3	0	1	39	0	0	0
築上町	登録者数	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出冊数	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
吉富町	登録者数	1	0	0	0	0	0	0	0
	貸出冊数	5	0	0	0	0	0	0	0
	貸出利用者数	1	0	0	0	0	0	0	0
上毛町	登録者数	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出冊数	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	登録者数	46	123	21	62	33	21	2	10
	貸出冊数	6,071	15,495	4,154	12,375	4,295	2,431	5	1,280
	貸出利用者数	1,695	4,782	1,278	3,979	1,267	947	2	412
合計	登録者数	130	242	124	117	135	146	38	96
	貸出冊数	26,158	33,584	14,684	19,572	18,075	10,944	14,217	21,024
	貸出利用者数	6,205	8,399	3,636	5,885	4,513	3,132	2,907	4,761

※ 遠賀町は、4月から5月にかけて、冷暖房工事に伴う休館のため、データは含まれず。

宮若市	行橋市	豊前市	みやこ町	築上町	吉富町	上毛町	北九州市	合 計	図書館等
28	2	0	0	0	0	0	125	216	直方市
3,780	30	0	0	0	0	0	13,709	31,109	
1,044	14	0	0	0	0	0	2,655	6,533	
3	0	0	0	0	0	0	143	181	中間市
19	0	0	0	12	0	0	39,656	44,553	
17	0	0	0	5	0	0	8,743	10,092	
0	0	0	0	0	0	0	42	74	芦屋町
0	0	0	0	0	0	0	9,065	12,248	
0	0	0	0	0	0	0	1,756	2,571	
0	0	0	0	0	0	1	742	970	水巻町
30	46	8	11	0	0	4	189,640	216,019	
4	18	7	8	0	0	2	35,814	41,251	
3	0	0	0	0	0	0	53	158	岡垣町
42	0	0	0	0	0	0	4,368	10,035	
16	0	0	0	0	0	0	1,343	2,971	
0	0	0	0	0	0	0	76	213	遠賀町
22	0	0	0	0	0	0	13,980	39,638	
6	0	0	0	0	0	0	3,014	8,724	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	小竹町
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	5	20	鞍手町
0	0	0	0	0	0	0	51	312	
0	0	0	0	0	0	0	7	28	
	0	0	0	0	0	0	11	109	宮若市
	0	0	0	0	0	0	1,704	33,245	
	0	0	0	0	0	0	328	7,515	
1		13	40	58	1	1	39	155	行橋市
5		1,063	10,594	12,931	20	398	7,713	33,206	
2		120	1,146	1,248	7	41	681	3,280	
0	7		1	24	26	16	2	76	豊前市
0	517		45	1,794	2,296	2,228	142	7,083	
0	165		8	426	504	610	60	1,780	
1	171	11		34	0	1	14	232	みやこ町
2	56,713	1,016		9,040	0	1,314	6,798	75,505	
2	13,788	346		2,108	0	149	1,297	17,839	
1	9	5	4		0	0	2	21	築上町
24	913	901	616		169	218	90	2,931	
5	275	278	122		26	39	21	766	
0	1	4	0	0		4	0	10	吉富町
0	2	273	0	0		565	0	845	
0	1	83	0	0		170	0	255	
0	1	15	0	19	5		0	40	上毛町
0	148	2,282	0	537	709		0	3,676	
0	33	657	0	181	164		0	1,035	
3	44	4	8	7	1	1		386	北九州市
430	1,333	302	251	624	30	69		49,145	
233	572	115	65	294	12	21		15,674	
40	235	52	53	142	33	24	1,254	2,861	合 計
4,354	59,702	5,845	11,517	24,938	3,224	4,796	286,916	559,550	
1,329	14,866	1,606	1,349	4,262	713	1,032	55,719	120,314	

(2) 下関市・北九州市利用統計

平成 29 年度

図書館等		利 用 者		
		下 関 市	北九州市	合 計
下 関 市	登 録 者 数		38	38
	貸 出 冊 数		3,542	3,542
	貸 出 利 用 者 数		1,021	1,021
北九州市	登 録 者 数	94		94
	貸 出 冊 数	9,166		9,166
	貸 出 利 用 者 数	2,863		2,863
合 計	登 録 者 数	94	38	132
	貸 出 冊 数	9,166	3,542	12,708
	貸 出 利 用 者 数	2,863	1,021	3,884

平成 28 年度

図書館等		利 用 者		
		下 関 市	北九州市	合 計
下 関 市	登 録 者 数		50	50
	貸 出 冊 数		2,869	2,869
	貸 出 利 用 者 数		829	829
北九州市	登 録 者 数	102		102
	貸 出 冊 数	9,113		9,113
	貸 出 利 用 者 数	2,721		2,721
合 計	登 録 者 数	102	50	152
	貸 出 冊 数	9,113	2,869	11,982
	貸 出 利 用 者 数	2,721	829	3,550

5 はじめての絵本事業（ブックスタート事業）

(1) はじめての絵本事業

1 目的

妊娠時の早い時期から子どもの読書に関心を持ってもらえるよう、おなかの赤ちゃんに絵本を通して語りかけ、親子でゆったりとしたひとときを過ごしてもらうことを目的とする。

2 実施時期

（平成 28 年 10 月から開始）平成 29 年度通年実施

3 実施方法

母子健康手帳の交付時に「絵本パック」（絵本 2 冊、絵本リスト等）を無料で配布する。

4 平成 29 年度実施状況

配布対象者	配布数	配布率
9,302	9,251	99.5%

(2) ブックスタート事業

1 事業の経緯

平成 15 年 10 月から、絵本を通じて親子の絆を深めるため、そのきっかけづくりとして、絵本を贈るブックスタート事業を開始した。

本事業は「はじめての絵本」事業に移行し、引き換えのはがき送付も平成 29 年 7 月末をもって終了したが、移行以前に母子健康手帳の交付を受けた方に対して、案内はがきと引き換えに「絵本パック」（絵本 2 冊、絵本リストなど）を無料で配布している。

2 平成 29 年度実施状況

案内はがき交付数	絵本パック配布数	備考
2,487	2,172	交付数は、平成 29 年 4 月から 7 月、 配布数は、平成 29 年度中の数値

Ⅱ－Ｂ 視聴覚センター

1 利用状況（平成29年度）

ア、AV資料館内視聴数

分類	レコード	CD	DVD	LD	LL 語学教材	ビデオ	計
件数	58	1,558	1,277	168	77	208	3,346

※移転・事業見直しのため、8月末まで実施

イ、団体貸出用教材利用数（平成29年度は移転・事業見直しのため、9月は臨時休館）

種別	区分	16ミリ	ビデオ	CD・録音テープ	DVD	その他	計	比率%
学校教育		0	229	0	440	2	671	40.8
社会教育		168	132	3	659	10	972	59.2
計		168	361	3	1,099	12	1,643	100.0

※移転作業のため、9月1日から30日までは休止

ウ、団体貸出用機材利用数

機材名	計(台)	機材名	計(台)
16ミリ映写機	62	ビデオプロジェクター	294
スライド映写機	0	スクリーン	82
OHP	6	音響装置（ワイヤレスマイク他）	57
教材提示装置	16	その他	192
ビデオデッキ	65		
DVDプレーヤー	34	計	808

※移転作業のため、9月1日から30日までは休止

2 資料の収集

ア、団体貸出用教材保有総数（平成30年3月31日現在）

種別	区分	16ミリフィルム	ビデオ	DVD	CD	パソコンソフト	影絵	計
学校教育		4	468	301	1	1	0	775
社会教育		324	693	629	71	0	6	1,723
計		328	1,161	930	72	1	6	2,498

※移転・事業見直しのため、保有内容・表示・保有数等を見直し

※AV資料は、移転・事業見直しのため、全て移管又は廃棄

3 行事（平成29年度）

事業名	参加人員(名)	開催日
子ども映画会（子ども向け映画会）	67	偶数月第2日曜日
週末映画会（大人向け映画会）	274	毎月第4日曜日
クラシック・レコードコンサート	38	奇数月第3日曜日

※移転・事業見直しのため、8月末まで実施

4 その他

研修事業は、移転・事業見直しのため、平成29年度から廃止

Ⅲ 条例及び関係規則等

○北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）

昭和 47 年 3 月 30 日

条 例 第 8 号

最終改正 平成 29 年 12 月 20 日条例第 41 号

(定義)

第 2 条 この条例において「教育施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校その他学校教育に関する公の施設及び生涯学習センター、図書館、美術館、博物館、文学館、史料館、視聴覚センター、青少年の家、児童文化施設その他社会教育に関する公の施設をいう。

(設置)

第 3 条 市は、別表第 1 及び別表第 2 のとおり教育施設を設置する。

(使用料及び手数料)

第 4 条 市は、別表第 3 の左欄に掲げる教育施設の使用又はこれらの施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表中欄に定める使用料又は手数料を徴収する。

(図書館協議会等)

第 8 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 1 条第 1 項の規定により、図書館に各図書館を通じて一の図書館協議会を、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 20 条第 1 項の規定により、美術館に美術館協議会を、博物館に博物館協議会を置く。

2 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命するものとする。

3 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員の定数は、それぞれ 30 人以内、20 人以内及び 20 人以内とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者)

第 9 条 教育委員会は、社会教育施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該社会教育施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第 9 条の 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会が別に定める申請書に当該社会教育施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、教育委員会は、事業計画書の内容、事業計画書に従い社会教育施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第 9 条の 3 指定管理者が行う社会教育施設の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 社会教育施設の維持管理に関すること。

(2) 社会教育施設の使用の許可に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第 9 条の 4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い社会教育施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、社会教育施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

付則

1～6 略

(八幡西図書館の管理に係る指定管理者の指定に関する特例)

7 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成22年北九州市条例第4号）による改正後の別表第2に規定する北九州市立八幡西図書館（以下「八幡西図書館」という。）の管理をその供用開始の日から指定管理者に行わせようとする場合においては、第9条の2の規定にかかわらず、教育委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第2項の規定に基づき八幡西図書館の整備等を行う民間事業者を指定管理者として指定するものとする。

別表第2（第3条関係）

社会教育関係

施設の種類	目的又は事業	名 称	位 置
図 書 館	図書館法第2条の定めるところによる。	北九州市立中央図書館	北九州市小倉北区内4番1号
		北九州市立門司図書館	北九州市門司区老松町3番3号
		北九州市立小倉南図書館	北九州市小倉南区若園四丁目1番60号
		北九州市立若松図書館	北九州市若松区本町三丁目11番1号
		北九州市立八幡図書館	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番1号
		北九州市立八幡西図書館	北九州市八幡西区岸の浦二丁目2番1号
		北九州市立戸畑図書館	北九州市戸畑区新池一丁目1番1号
視聴覚センター	視聴覚機器等の活用により、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図る。	北九州市立視聴覚センター	北九州市八幡西区相生町20番1号

別表第3（第4条関係）

2 社会教育関係

施設の種類	使用料及び手数料		備考
	資料の複写手数料		
図書館			1枚につき 10円
	駐車場使用料	小倉南図書館	駐車を開始したときから60分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円以内で教育委員会が定める額
		八幡西図書館	

○北九州市子ども読書活動推進条例

平成 27 年 7 月 3 日

条 例 第 39 号

子ども時代の読書活動は、子どもが充実した人生を送るために必要となる考える力、感じる力、想像する力、表現する力等を身に付ける上で極めて重要です。

子ども時代は、非常に短く貴重であることから、そのかけがえのない時期を大切にし、全ての子どもが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備する必要があります。

国においては、平成 13 年に子どもの読書活動の推進に関する法律が制定されました。その後、同法に基づき、多くの自治体で子ども読書活動推進計画が策定され、子どもの読書活動が進められてきました。

北九州市においても、平成 18 年に策定された北九州市子ども読書活動推進計画及び平成 23 年に策定された北九州市子ども読書プランに基づいて子どもの読書活動が推進され、一定の成果をあげてきました。

しかし、この間にも子どもを取り巻く環境は日々変化を続けており、本市においても幼児期からのコミュニケーション能力の低下、いじめ、不登校、学力の低下等解決すべき多くの課題があります。

これらの課題の解決のためには、子どもが自ら考え、表現し、行動しながら様々な課題に向き合い解決していく力を身に付けることが必要です。

そこで、私たち北九州市民は、子どもが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備することにより、子どもの生きる力を育み、「読書好きな子ども日本一」を実現するため、この条例を制定します。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の子どもの生きる力を育み、健やかな成長に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「子ども」とは、おおむね 18 歳以下の者をいう。

2 この条例において「子どもの読書活動」とは、読書及び子どもが主体的に読書に関わりを持つ活動をいう。

3 この条例において「学校」とは、本市が設置する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。

4 この条例において「学校司書」とは、学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 6 条第 1 項に規定する学校司書をいう。

(基本理念)

第 3 条 子どもの読書活動の推進は、子どもの読書活動が、子どもにとって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるとともに、思いやりの心を育み、基礎学力を育てる上でも重要であることに鑑み、本市の全ての子どもが、あらゆる場所及びあらゆる機会において、楽しく自主的に読書活動を行うことができる環境が積極的に整備されることにより、行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する必要な施策を実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、自身が率先して読書に親しむとともに、子どもの読書活動の充実及び習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 子ども読書活動推進計画

(子ども読書活動推進計画の策定)

第6条 市は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、市における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえて、子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子どもの読書活動の推進のための基本方針及び基本目標
- (2) 子どもの読書活動の推進のための施策及び目標値
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項
(意見の聴取等)

第7条 市は、推進計画を策定しようとするとき又は推進計画の重要な変更を行おうとするときは、第17条第1項の北九州市子ども読書活動推進会議(次条において「推進会議」という。)の意見を聴かなければならない。

2 市は、推進計画を策定したとき又は推進計画の変更を行ったときは、速やかに公表しなければならない。
(進捗管理)

第8条 教育委員会は、推進計画に定める施策の実施状況等について、毎年度、推進会議に報告するとともに、その評価を受けるものとする。

第3章 子ども図書館

(子ども図書館の設置)

第9条 市は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による子どもの読書活動の推進に関する取組の拠点となる施設として、子ども図書館を設置するものとする。

2 子ども図書館は、学校における読書教育全般への助言、学校図書館業務に関する相談及び助言並びに学校司書、学校図書館法第5条1項に規定する司書教諭等の資質向上を図る研修の実施その他の学校における子どもの読書活動の充実に関する支援(次条において「学校図書館支援センター事業」という。)を行うものとする。

(事業)

第10条 子ども図書館は、学校図書館支援センター事業のほか、子どもの読書活動の充実を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 推進計画に定められた事業
- (2) 図書、資料及び情報の収集及び提供
- (3) 図書館における子どもへの図書館奉仕の推進及び充実に関する支援
- (4) 家庭、地域等での子どもの読書活動の支援
- (5) 子どもの読書活動に係る啓発
- (6) 子どもの読書活動に係る調査研究
- (7) 子どもの読書活動の推進における関係団体との連携に関する事業
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

第4章 家庭、地域及び学校の取組等

(家庭での取組)

第11条 子どもの保護者は、家庭において自らが読書に親しむとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境を作ることに努めるものとする。

2 市は、前項に規定する家庭での取組を支援するため、子どもの読書活動の普及及び啓発を行うものとする。
(地域での取組)

第12条 市、子どもの読書活動の推進に関わる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体等は、地域において互いに協力して、子どもの図書館の積極的な利用を促進するとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境の整備に努めるものとする。

(学校の取組)

第13条 学校は、子どもの読書活動の推進のため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 子どもの読書活動を推進するための年間指導計画の策定

(2) 学校図書館の常時開館

(3) 学校図書館資料を活用する学習活動、読書に親しむ活動等の実施及び充実

2 特別支援学校等は、教育上特別な支援を要する児童及び生徒の読書活動について、障害の種類及びその程度に応じて十分な配慮を行うものとする。

(連携体制の整備)

第14条 市は、前3条に規定する家庭、地域及び学校での取組を総合的かつ効果的に推進するため、子どもの読書活動の推進に関わる機関等が互いに緊密に連携することができるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5章 学校図書館及び図書館の整備

(学校図書館の整備)

第15条 教育委員会は、学校図書館の蔵書の充実及び学校司書の配置に努めるとともに、学校司書の能力の向上に努めるものとする。

2 教育委員会は、学校図書館の機能を充実させるため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 図書及び資料の整備

(2) 蔵書を検索するためのデータベースの整備

(3) 子どもが楽しく読書に親しむことができる館内環境の整備

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(図書館の整備)

第16条 市は、良質な図書の収集及び提供、子どもの読書活動についての相談に応じる体制の整備、中学・高校生向けの図書の充実等子どもがいつでも読書に親しむことができる機能を図書館に整備するものとする。

2 市は、特別な支援を要する子どもへの図書館奉仕のため、必要な施設の整備等に努めるものとする。

第6章 北九州市子ども読書活動推進会議

第17条 子どもの読書活動の推進に関する基本的事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うため、教育委員会に北九州市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。
 - (1) 子どもの読書活動の推進に関すること。
 - (2) 推進計画に関すること。
 - (3) この条例の見直しに関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの読書活動に関する事項
- 3 推進会議は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、市民、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。
- 5 推進会議は、子どもの読書活動について、子どもの意見を聴く機会を設けることができる。
- 6 推進会議は、子どもの読書活動の推進について特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第7章 雑 則

(条例の見直し)

- 第18条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市の施策がこの条例の趣旨に沿って推進されているかどうかを評価し、この条例の必要な見直しについて検討を行うものとする。
- 2 前項の見直しに当たっては、推進会議の意見を聴くものとする。

(委任)

- 第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項、第8条、第17条及び第18条第2項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第34号で平成27年8月1日から施行)

○北九州市立図書館規則

昭和 47 年 4 月 1 日
教委規則第 9 号

最終改正 平成 30 年 2 月 7 日教委規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めがあるもののほか、北九州市立図書館（以下「図書館」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第 2 条 開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。

第 3 条 削除（昭 50 教委規則 11）

(図書館奉仕)

第 4 条 図書館奉仕は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 館内利用
- (2) 館外貸出し
- (3) 分館の設置
- (4) 貸出し文庫
- (5) 図書館資料の複写
- (6) 参考調査業務

(館内利用)

第 5 条 図書館資料（書庫に保管するものに限る。）又は視聴覚資料を館内で利用しようとする者は、館長が定める方法により申し出なければならない。

(平 24 教委規則 4・全改)

第 6 条 館内で図書館資料を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 館内の所定の場所で利用すること。
- (2) みだりに騒音を発する等他人の読書又は研究に支障を及ぼす行為をしないこと。
- (3) みだりに飲食をしないこと。

(館外貸出し)

第 7 条 館外貸出しを受けることができる者は、北九州市内若しくは北九州市と図書館の利用に関し地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項に規定する協議をした市町村内に居住し、又は北九州市内の学校に在学し、若しくは北九州市内の事業所等に在職する者とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第 8 条 館外貸出しを受けようとする者は、図書館カードによらなければならない。

2 図書館カードは、図書館カード申込書に所要事項を記載して住所、在学又は在職を証する書面を添えて係員に提出し、その交付を受けるものとする。

3 図書館カードの有効期限は、発行の日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、図書館カード申込書の記載事項等に著しい変更がないときは、有効期限を延長することができる。

4 館外貸出しを受けて利用できる図書館資料の数は、館長が別に定める。

第 9 条 次の各号に掲げる図書館資料は、館外貸出しをしない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 貴重図書
- (2) 寄託図書
- (3) 参考図書（辞書、書目、人名簿、年鑑及び統計書の類）
- (4) その他館長が特に指定した図書館資料

第10条 館外貸出しを受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料は、貸出しの日から起算して2週間以内に返還すること。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 図書館資料を転貸しないこと。

第11条 館長は、館外貸出しを受けた者が返還の期限までに図書館資料を返還することを怠ったときは、一定の期間貸出しを停止することができる。

(分館の設置)

第12条 分館を次のとおり設置する。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 北九州市立門司図書館新門司分館 | 北九州市門司区吉志新町二丁目1番1号 |
| (2) 北九州市立門司図書館大里分館 | 北九州市門司区高田二丁目2番18号 |
| (3) 北九州市立小倉南図書館曾根分館 | 北九州市小倉南区下曾根四丁目22番1号 |
| (4) 北九州市立若松図書館島郷分館 | 北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号 |
| (5) 北九州市立八幡図書館八幡東分館 | 北九州市八幡東区西丸山町2番1号 |
| (6) 北九州市立八幡図書館折尾分館 | 北九州市八幡西区北鷹見町13番10号 |
| (7) 北九州市立八幡図書館八幡南分館 | 北九州市八幡西区茶屋の原一丁目6番1号 |

(貸出し文庫)

第13条 貸出し文庫の場所は、館長が定めて適当な方法により市民に周知するものとする。

(図書館資料の複写)

第14条 図書館資料の複写は、館長が特に認めるものに限るものとする。

(図書館資料の紛失等の賠償)

第15条 図書館資料を利用する者は、これらを紛失し、又はき損し、若しくは甚だしく汚損した場合には、現品又は館長が指定する代品をもって賠償しなければならない。

(駐車場使用料)

第16条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という。)

別表第3の2 社会教育関係の表の図書館の駐車場使用料に係る教育委員会が定める額は、駐車を開始したときから60分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円とする。

(図書館協議会)

第17条 北九州市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の委員の互選により、協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 協議会の庶務は、北九州市立中央図書館で処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(指定管理者に管理を行わせようとする図書館等の公表)

第18条 教育長は、図書館について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする図書館、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例付則第7項の場合においては、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第19条 条例第9条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第20条 教育長は、図書館について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する図書館の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに教育長に提出しなければならない。

(委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付則

1～5 略

(中央図書館企救分館の位置に関する特例)

6 平成24年9月1日から平成25年3月31日までの間は、第12条第4号中「北九州市小倉南区若園五丁目1番5号」とあるのは、「北九州市小倉南区春ヶ丘10番5号」とする。

別 表 (第2条関係)

区 分		開館時間	休 館 日	備 考
中央図書館 門司図書館 若松図書館 八幡図書館 戸畑図書館		午前9時30分から 午後7時まで (日曜日、土曜日及び 休日は、午前9時30 分から午後6時まで)	(1) 月曜日 (その日が休日に当た るときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年 の1月3日までの日 (3) 館内整理日	(1) 「休日」とは、国 民の祝日に関する法 律(昭和23年法律 第178号)に規定す る休日をいう。 (2) 教育長が特に必要 があると認めるとき は、開館時間若しく は休館日を変更し、 又は臨時に休館日を 指定することができる。
小倉南 図書館	駐車場以外 の部分	午前9時30分から 午後7時まで (日曜日、土曜日及び 休日は、午前9時30 分から午後6時まで)	(1) 月曜日 (その日が休日に当た るときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年 の1月3日までの日 (3) 館内整理日	
	駐車場	午前8時から 午後7時30分まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日	
八幡西 図書館	駐車場以外 の部分	午前9時30分から 午後7時まで (日曜日、土曜日及び 休日は、午前9時30 分から午後6時まで)	(1) 月曜日 (その日が休日に当た るときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年 の1月3日までの日 (3) 館内整理日	
	駐車場	午前8時から 午後11時まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日	

○北九州市立図書館管理要項

(昭和47年4月1日)

北九州市教育施設の設置および管理に関する条例ならびに北九州市立図書館規則に定めるもののほか、北九州市立図書館の管理運営に関し必要な事項を、次のとおり定める。

(入館の制限)

1 館長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、もしくは退館を命ずることができる。

- (1) 6歳未満の幼児で、付き添いがない者
- (2) めいていしている者
- (3) 図書館資料を汚損し、もしくは他人の迷惑となるおそれのある物品または動物の類を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(利用の不承認)

2 館長は、次の各号の一に該当するときは、図書館の利用を承認しない。

- (1) 風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、設備もしくは図書館資料をき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用の条件)

3 館長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて承認することができる。

(手数料の前納)

4 図書館資料の複写を依頼しようとする者は、条例に定める手数料を前納しなければならない。

(手数料の減免)

5 条例第5条の規定により複写手数料を減免することができる場合及び減免の割合は、次のとおりとする。

- (1) 公用に使用するとき 10割
- (2) 病院局の医師等が研究のため使用するとき 5割以内

(手数料の不返還)

6 既納の手数料は返還しない。

(利用地位の譲渡等の禁止)

7 利用者は、図書館を利用する地位を譲渡もしくは転貸または館長の承認なくして承認目的以外の目的に利用することはできない。

(利用承認の取消し)

8 館長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の承認を取消しまたは停止もしくは条件を変更することができる。

- (1) 条例または規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段で承認を受けたとき。
- (3) 建物、設備または図書館資料をき損するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

9 上記の規定にもとづく利用の承認の取消または停止もしくは条件の変更によって利用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

10 利用者は、利用が終わったときまたは8の規定により利用の承認の取消もしくは利用の停止を受けたときは、ただちに原状に回復して返還しなければならない。

(職員の立ち入り)

11 利用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(損害賠償)

12 利用者が、建物および設備を滅失またはき損したときは、市の認定にもとづき、その損害を賠償しなければならない。

(諸様式)

13 図書館に関する諸様式は、中央図書館長が別にこれを定める。

付則省略

○北九州市立視聴覚センター管理規則

(昭和50年11月1日)
(教委規則第15号)

(趣 旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、北九州市立視聴覚センター(以下「視聴覚センター」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用者の範囲)

第4条 視聴覚教材、教具及び機械(以下「資料等」という。)を利用できる者は、市内に居住し、又は市内の学校に在学し、若しくは市内の事業所等に在職する者とする。

ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(利用)

第5条 資料等を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 転貸しないこと。
- (2) 教育的、文化的目的以外には使用しないこと。

(損害の弁償)

第6条 資料等を利用する者が、資料等を紛失し、又は著しく汚損し、若しくは毀損した場合は、現品又は金銭をもって損害を弁償しなければならない。

(貸出しの停止)

第7条 館長は、貸し出しを受けた者が、この規則に違反した場合には、資料等の貸し出しを停止することができる。

(委 任)

第8条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育長が定める。

付則省略

○北九州市立視聴覚センター管理要項

(昭和50年11月1日)

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例並びに北九州市立視聴覚センター管理規則に定めるもののほか、北九州市立視聴覚センターの管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(入館の制限)

1. 館長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。
 - (1) 視聴覚教材、教具・機械（以下「資料等」という。）を汚損し、又は他人の迷惑となる恐れのある物品又は動物の類を携帯する者
 - (2) 酩酊（めいてい）している者
 - (3) 管理上必要な指示に従わない者
 - (4) その他、管理上支障があると認められる者

(貸出手続)

2. 資料等を館内で利用する者は、利用申込書を提出すること。
3. 資料等の貸し出しを受ける者は、利用申込書に貸出機器操作認可証を添付して提出すること。ただし、特に館長が必要と認めるときはこの限りではない。

(貸出数量等)

4. 1回の貸出数量、貸出期間は別表のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の不承認)

5. 館長は、次の各号の一に該当するとき視聴覚センターの利用を承認しない。
 - (1) 風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 建物設備もしくは視聴覚資料を毀損するおそれがあると認めるとき。
 - (3) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用の条件)

6. 館長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて承認することができる。

(利用承認の取り消し)

7. 館長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は停止、若しくは条件を変更することができる。
 - (1) 条例又は規則に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段で承認を受けたとき。
 - (3) 建物、設備又は資料等を毀損するおそれがあるとき。
 - (4) その他管理上支障があるとき。

8. 前項の規定にもとづき利用の承認を取り消し、又は停止、若しくは条件の変更によって、利用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

9. 利用者は利用が終わったとき、又は7の規定により利用の承認の取消し若しくは利用の停止を受けたときは、ただちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

10. 利用者が建物および設備を滅失又は、毀損したときは市の認定にもとづきその損害を賠償しなければならない。

(諸様式)

11. 視聴覚センターに関する諸様式は、館長が別にこれを定める。

付則省略

別表

類	品 目	数 量	期 間
教材等	16ミリ映画フィルム	5本以内	8日以内
	ビデオテープ・DVD		
	CD・録音テープ		
	影絵・パソコンソフト		
機材等	16ミリ映写機	1台	
	プロジェクター		
	ビデオ・DVDデッキ		
	スクリーン		
	OHP・OHC		
	ワイヤレスアンプ		

○図書館法

昭和 25 年 4 月 30 日

法律第 118 号

第 1 章 総則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、社会教育法（昭和 24 年法律 207 号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第 3 条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム of 収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- (3) 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- (4) 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (5) 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- (6) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- (7) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (8) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- (9) 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第 4 条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- (1) 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- (2) 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

(3) 次に掲げる職にあった期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

(1) 司書の資格を有する者

(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 1 項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第 6 条 司書及び司書補の講習は、大学が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、15 単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第 7 条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第 7 条の 2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第 7 条の 3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第 7 条の 4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(協力の依頼)

第 8 条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第 9 条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を 2 部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第 2 章 公立図書館

(設置)

第 10 条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第 11 条及び第 12 条 削除（昭 60 法 90）

(職員)

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条 削除 (平20法59)

第19条 削除 (平11法87)

(図書館の補助)

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

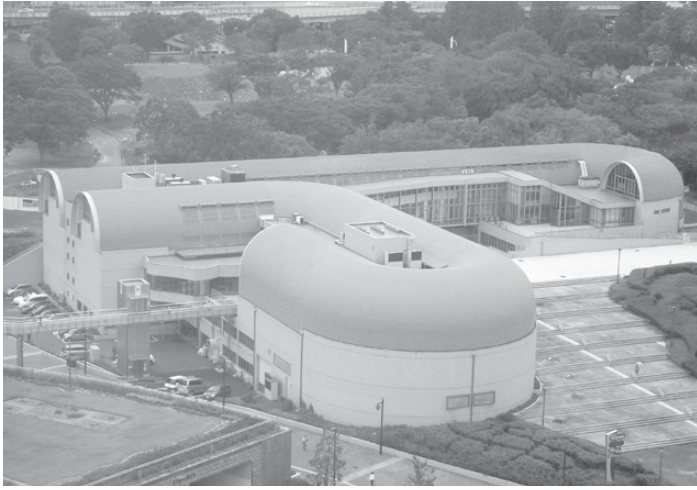
2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条及び第22条 削除 (平11法87)

第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の1に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- (1) 図書館がこの法律の規定に違反したとき
- (2) 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき
- (3) 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき

(第24条以下省略)



北九州市の図書館

平成30年8月

発行 北九州市立中央図書館

〒803-0813 北九州市小倉北区城内4番1号

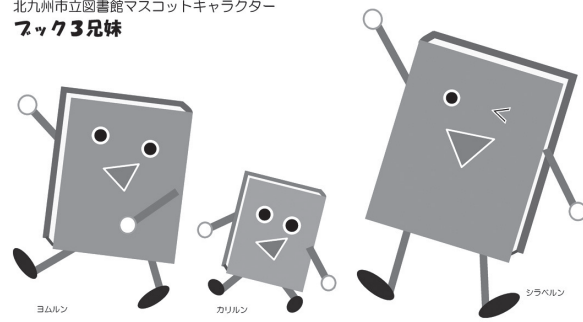
TEL 093-571-1481

FAX 093-571-1484

URL <http://www.toshokan.city.kitakyushu.jp/>

北九州市印刷物登録番号
第1823024A号

北九州市立図書館マスコットキャラクター
ブック3兄妹



ヨムリン

カリリン

シラベルン